綾部市公報

番　号　第７７１号
発行日　令和８年９月１日
発行所　綾部市役所

目　次

○告　示
・綾部市公共下水道供用開始告示
（下水道課）・・・1
・公金収納事務委託・廃止に関する告示
（環境政策課）・・・3
・あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定納付受託者に関する告示
（企画政策課）・・・4
○公　告
・綾部市地域資源管理システムの構築及び運用業務に関する公募型プロポーザルの実施について
（地域包括支援課）・・・5
・令和８年度綾部市功労者表彰について
（秘書広報課）・・・26
・綾部市営住宅の入居者募集公告
（都市建築課）・・・27
・公示送達
（税務課）・・・41
・公示送達
（税務課）・・・42
・公共下水道管渠築造（８－２）工事、公共下水道関連配水管布設替（８－２）工事公募型指名競争入札について
（監理課）・・・43
・黒谷和紙拠点施設連絡橋整備工事条件付一般競争入札について
（監理課）・・・55
・東八田公民館防水改修工事条件付一般競争入札について
（監理課）・・・65
・放置自転車の処分について
（市民協働課）・・・75
・公示送達
（市民・国保課）・・・77
・令和８年度下水道事業受益者負担金の賦課対象区域図の縦覧について
（下水道課）・・・78
・職員寮解体・本庁北駐車場整備工事条件付一般競争入札について
（監理課）・・・80
・公示送達
（税務課）・・・90
・公示送達
（税務課）・・・91
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について
（農政課）・・・92
・綾部市下水道排水設備指定業者規程に基づく指定業者の公表
（下水道課）・・・93
○教育委員会告示
・令和８年度第５回綾部市教育委員会会議招集告示
・・・94
・綾部市立学校通話録音装置の設置及び管理運用に関する要綱の制定
・・・95
○教育長訓令甲

・綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼業兼職の許可等に関する規程の制定
・・・96

○選挙管理委員会告示
・令和８年８月３０日執行予定の綾部市議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間
・・・100
・令和８年８月３０日執行予定の綾部市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所
・・・101
・令和８年８月３０日執行予定の綾部市議会議員一般選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所
・・・102
・令和８年８月３０日執行予定の綾部市議会議員一般選挙において、選挙長及び綾部市選挙管理委員会が事務を行う場所
・・・103
・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の５０分の１の数
・・・104
・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の３分の１の数
・・・105
・合併協議会設置協議について の投票請求に要する有権者総数の６分の１の数
・・・106
・綾部市議会議員一般選挙の期日及び選挙すべき議員の数
・・・107
・令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における各投票区の投票所
・・・108
・令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における期日前投票所
・・・110
・令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任
・・・111
・令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任
・・・112
・令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所
・・・113
・令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任
・・・114
・令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙の開票事務について
・・・115
・令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における候補者１人当たりの選挙運

動に関する支出制限金額
・・・116
・令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における街頭演説用標旗等の配色
・・・117
・令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式
・・・118
・令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙において使用する選挙長の印
・・・119
・令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ
・・・120
・令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における選挙会を開始する時刻の繰上げ
・・・121
・令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙において当選した当選人の住所及び氏名
・・・122
・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の５０分の１の数
・・・123
・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の３分の１の数
・・・124
・合併協議会設置協議についての投票請求に要する有権者総数の６分の１の数
・・・125
○市議会議員一般選挙選挙長告示
・令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が１０人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所
・・・126
・令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における候補者の届出について
・・・127

告　示

綾部市告示第１６２号

下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和８年８月３日

綾部市長　　四　方　源太郎

１	供用を開始すべき年月日	令和８年８月３日
２	下水を排除すべき区域	味方町の一部
３	供用を開始しようとする排水施設の位置	味方町の一部
４	供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別	分流式
５	下水の処理を開始すべき年月日	令和８年８月３日
６	下水を処理すべき区域	味方町の一部

７　下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

（１）位置　　高津町横枕８番地

（２）名称　　綾部浄化センター

令和８年８月３日　供用開始区域図

綾部浄化センター

凡　例	
	処 理 場（綾部浄化センター）
	供用開始済区域
	今回供用開始区域

参考

告　示

綾部市告示第１６３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定により、公金事務を委託、廃止したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年８月２１日

綾部市長　四　方　源太郎

○新規

１　指定公金事務取扱者の名称及び所在地

取扱販売店等の名称	所在地
ローソン綾部安国寺インター店	綾部市安国寺町横谷口９－１

○廃止

２　指定公金事務取扱者の名称及び所在地

取扱販売店等の名称	所在地
株式会社オオツキ綾部店	綾部市味方町アミダジ１４－１
ローソン綾部渕垣店	綾部市渕垣町高野古川２３－１

告　示

綾部市告示第１６４号

あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定納付受託者を指定しましたので、綾部市会計規則（昭和５７年４月１日綾部市規則第２号）第３２条第２項の規定に基づき告示する。

令和８年９月１日

綾部市長　四　方　源太郎

１　指定納付受託者の名称及び所在地

名　　称	所　　在　　地
株式会社 DmcMC ソリューションズ	東京都千代田区丸の内一丁目１１番１号

２　歳入の種類

寄附金

３　指定日

令和８年９月１日

公　告

綾部市公告第１０６号

綾部市地域資源管理システムの構築及び運用業務を実施するにあたり、公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は参加表明書等を提出してください。

令和８年８月３日

綾部市長　四　方　源太郎

綾部市地域資源管理システムの構築及び運用業務の実施について、委託業者の選定にあたり別添「綾部市地域資源管理システムの構築及び運用業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

綾部市地域資源管理システムの構築及び運用業務に関する
公募型プロポーザル　実施要領

１　事業の趣旨・目的

本業務は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０６条の４第２項に基づく重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえて実施するものであり、様々な地域資源の情報を一元管理し、インターネット上で市民や支援関係機関に公開するシステムを導入することで、効果的・効率的な利用や相談支援を行うことを目的とする。

２　募集概要

（１）業務名　　綾部市地域資源管理システムの構築及び運用業務委託
（２）業務内容　　別紙「企画提案仕様書」のとおり
（３）履行期間　　契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで
（４）委託上限額　　３，６３０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

３　参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

（３）綾部市税・国税の滞納をしている者でないこと。

（４）企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、綾部市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。

ア　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は

積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ　暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

（６）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

４　参加手続

（１）担当部署及び問合せ先

〒623-8501　京都府綾部市若竹町８番地の１

綾部市福祉部地域包括支援課

電話　0773-42-4262

FAX　0773-42-0048

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　chiikihokatsu@city.ayabe.lg.jp

（２）募集要領等の配布

ア　配布期間：令和８年８月３日（月）～令和８年９月３日（木）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時から午後５時まで）

イ　配布場所及び受付場所

上記（１）の担当部署で配布するほか、綾部市ホームページからダウンロードできる。

（３）応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア　提出期限：令和８年８月３日～令和８年９月３日

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ　提出場所：（１）に同じ。

ウ　提出方法：持参（平日の午前９時から午後５時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

５　質疑・回答

（１）受付期間：公募開始日～令和８年８月２１日午後５時必着

（２）質疑方法：持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、４の（１）に提出すること。

（３）質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア　件名は「綾部市地域資源管理システムの構築及び運用業務委託に関する質問」とすること。

イ　質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。

ウ　質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

（４）回答日時：令和８年８月２５日（火）

（５）回答方法：質問への回答は綾部市ホームページに掲示し、個別には回答はしない。

６　応募書類

（１）提出書類

ア　参加表明書（様式１のとおり）

イ　企画提案書

ウ　価格提案書（見積書）

エ　綾部市税の滞納がないことを証明するもの

オ　国税の納税証明

※エ及びオについては、発行日から３か月以内のもの。コピー可

カ　共同企業体で参加の場合

（ア）共同企業体届出書

（イ）共同企業体協定書

（ウ）委任状

（エ）使用印鑑届

キ　提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア）法人登記簿謄本（1 部）※発行日から３か月以内のもの。コピー可

（イ）法人定款

ク　提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア）団体の規約

（イ）役員一覧

※留意事項については、「提出書類等一覧及び留意事項」を参考にしてください。

（２）企画提案書の記載方法

企画提案仕様書（別添１）のとおり

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

（３）提出された応募書類の取扱い

ア　提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書の開示請求があった場合は、綾部市情報公開条例に基づき取扱うこととする。

イ　提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ　提出された応募書類は返却しない。

エ　企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ　企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7　評価方法等

（１）評価基準

別紙２「評価基準」のとおり

（２）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーションを実施する。

（３）開催日時：令和８年９月１４日（月）午後２時開始（予定）

（４）開催場所：綾部市役所　※詳細については、別途通知する。

（３）評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。

（４）候補者の選定方法

ア　失格者を除いた者のうち、（３）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ　最高点の者が複数の場合は、価格提案の金額が最も安価な者を契約の相手方の高放射として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ　ア、イに関わらず、総合点が６０点未満の場合は、候補者として選定しない。

（５）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ　本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ　価格提案書の金額が２（４）の委託上限額を超える場合

エ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ　評価に係る関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8　選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を綾部市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

（１）候補者の名称、総合点及び選定理由
（２）（１）以外の参加者の名称及び総合点
※（１）以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
※参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない。

９　契約手続

（１）契約交渉の相手方に選定された者と綾部市との間で、委託内容協議を行い、委託内容、経費等について再度調整を行った上、委託契約を締結する。
（２）受託者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、綾部市会計規則第 99 条第 1 項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

１０　その他

（１）参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
（２）企画提案書及び価格提案書については、1 者につき 1 提案に限る。
（３）応募者が遠方であるなど、やむを得ない理由があるときは Zoom によるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

公　告

別　紙

綾部市地域資源情報管理システムの構築及び運用業務委託仕様書

1.　件　　名　　地域資源情報管理システムの構築及び運用業務委託

2.　委託期間　　契約確定日から令和９年３月３１日（水）まで

3.　履行場所　　市の指定する場所

4.　目的

本業務は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０６条の４第２項に基づく重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえて実施するものであり、様々な地域資源の情報を一元管理し、インターネット上で市民や支援関係機関に公開するシステムを導入することで、効果的・効率的な利用や相談支援を行うことを目的とする。

5.　システム導入業務

(ア) 地域資源情報管理システムの構築

・「システム機能要件①②」に示す機能を備えた地域資源情報の管理システムを構築し、運用可能な状態で稼働させること。

・本市が提供する介護サービス事業者情報、障害福祉サービス情報、子育て支援サービス情報及び地域住民による地縁活動等の各種情報（以下「地域資源情報」という。）を踏まえ、システムに必要な項目を設計すること。なお、項目の設定内容については、本市と協議の上で決定すること。

・システムに登録する地域資源情報の初期データ構築を行うこと。初回登録件数は 1,000 件以内とし、対象データは本市より提供するものとする。

(イ) 地域資源情報管理システムのアカウント（ログインＩＤ及びパスワード）発行

・本市が指定する利用者が利用できるよう、必要なアカウントの作成及び設定を行うこと。

・各利用者へログインＩＤ等を通知するためのアカウント発行票を作成し、本市へ提供すること。

・システム稼働後においても、本市からの依頼に基づき、アカウントの追加、変更及び削除等の管理を行い、常に最新の状態を維持すること。

(ウ) 地域資源情報管理システムの操作説明会の開催

・本システムの稼働前に、庁内職員向け及び庁外関係者向けの説明会をそれぞれ１回開催し、システムのデモンストレーションを含めた操作説明を行うこと。

・説明会では、システムの機能及び操作方法の説明に加え、重層的支援体制整備事業等における

別　紙

活用方法や他自治体の活用事例を踏まえた内容とし、当該分野に関する知識及び経験を有する説明員を派遣すること。

・説明会の会場及び説明用機材（プロジェクター、スクリーン等）は本市が準備するものとし、説明会資料は受託者が電子データで提供し、本市が印刷を行うものとする。

(エ) システム基本要件

・本システムは、サーバ機器等のハードウェアを本市で調達・設置することなく利用できるクラウド型（ウェブサービス型）として提供すること。

・システム管理者が発行するアカウントによる認証機能を備え、関係者のみが利用できる「関係者専用サイト」と、情報を市民へ提供する「市民公開用サイト」の２種類のサイトを提供すること。

・２種類のサイトについて、本市との協議に基づき、サイト名称、ロゴ、リンクバナー等の画面設定を行うこと。なお、ロゴ及びバナー等のデザイン制作は受託者が行うものとする。

・利用者向けのお問い合わせ先表示機能、よくある質問（FAQ）ページ及びマニュアルのダウンロードページを整備すること。

・本市ホームページから「市民公開用サイト」へ遷移するためのリンクバナー画像を作成すること。

別　紙

6.　システム機能要件①　（市民公開用サイト）

（ア）地域資源検索機能　（検索しやすい機能）

・本市の重層的支援体制整備事業に対応し、複数のサービス種別を横断して検索・表示できること。

・利用者は、カテゴリごとに検索を繰り返すことなく、１回の検索操作で検索対象となるすべての地域資源情報を横断的に検索し、一覧表示できること。

・検索画面においては次の項目に対応し、複数の条件を組み合わせた検索ができること。

　１　キーワード

　２　サービス種別（例：訪問介護等）

　３　エリア・地区（例：小学校区等）

　４　住所を起点とした距離検索（例：500m、1km、3km 等）

　５　本市が指定する任意項目（例：施設設備、多機能トイレの有無等）

・項目変更は、運用開始後においても本市管理者の依頼に応じて受託者が実施すること。

・項目変更は、追加費用等が発生しないこと。

（イ）地域資源の「一覧表示」機能　（検索結果を分かりやすく表示する機能）

・検索結果は、名称・住所・連絡先を含む一覧表示ができること。

・一覧表示は、検索後に更新日、地区、カテゴリ、50 音順などの並び替えができること。

・一覧表示は、「リスト表示」と「マップ表示」と利用者が任意で切り替えられること。

・リスト表示は、1 件ごとに最終更新日を表示し、利用者が情報の更新状況を確認できること。

・マップ表示は、サービス種別ごとにピンアイコンの色分け表示できること。

・マップ表示は、通常地図表示のほか、航空写真及びストリートビューの表示が利用者の任意で切り替えられること。

（ウ）地域資源の「詳細表示」機能　（１件の情報をわかりやすく表示する機能）

・地域資源ごとの詳細画面において、名称、概要、所在地、連絡先、提供サービス等の基本情報を閲覧できること。

・活動場所又は開催場所が複数存在する場合は、複数の所在地情報を登録できること。

・地域資源ごとに複数の画像ファイルを登録し、閲覧できること。

・地域資源ごとに複数の添付ファイルを登録できること。また、利用者が添付ファイルをダウンロードできること。

・地域資源ごとに利用者のログイン権限に応じて閲覧可能な項目を追加できること。

・詳細表示項目は、本市の指示で受託者が追加、変更又は削除すること。また、それに伴う追加費用が発生しないこと。

（エ）お知らせ機能　（市からの案内を届ける機能）

別　紙

・トップページにお知らせ情報を掲載できること。
・お知らせは、添付ファイルを登録し、利用者が閲覧又はダウンロードできること。
・お知らせには、対象者や分野を識別するためのカテゴリを設定できること。
（例：高齢、障がい、子育て、地域活動向け等）

（オ）バナー設定機能　（既存サイトと連携する機能）
・綾部市公式ＨＰなどの既存サイトへリンクできるバナー設定ができること。
・バナー設定は、トップページに複数個所設定できること。
・バナー設定は、市民公開用サイトと関係者専用サイトと異なる設定ができること。

別　紙

7.　システム機能要件②　（関係者専用サイト）

（ア）検索と表示機能　　（庁内外での情報管理）

・関係者専用サイトの検索と表示機能は、前述の「6. システム機能要件①　（市民公開用サイト）」と同様の機能を有しており、市民公開用サイトの諸設定は関係者専用サイトで設定された内容が連動して反映されること。

（イ）関係者専用サイトのアカウント管理機能　　（庁内外での情報管理）

・アカウント及びパスワードによる認証機能を有すること。
・管理者権限により、アカウントの発行、変更及び停止を実施できること。
・アカウントの発行数に制限がなく、発行数に応じた追加費用が発生しないこと。
・登録済みアカウント情報を Excel 又は CSV 形式で出力できること。
・利用者毎に権限を設定でき、その設定に応じて、関係者向けサイトで利用できる機能を制限できること。

（ウ）地域資源情報の管理機能　　（担当ごとの情報管理）

・各地域資源情報には、名称、概要、所在地等の基本情報に加え、URL、画像、添付ファイル及び位置情報を登録できること。
・位置情報は、緯度及び経度を指定して任意の位置へ修正できること。
・登録した地域資源情報単位で市民公開用サイトへの公開・非公開を選択できること。
・編集権限を明確にするため、地域資源情報には担当者となるアカウントを設定できること。
・担当者は、権限の範囲内において情報の編集・削除、および新規登録を行えること。

（エ）地域資源情報の更新サポート機能　（情報鮮度を維持する機能）

・更新作業が一定期間実施されていない地域資源情報にアラート表示する機能があること。

（オ）掲載承諾書の印刷機能　（ヒアリング作業を支援する機能）

・地域資源情報の公開可否確認及び掲載内容の確認に利用する掲載承諾書を印刷できること。
・掲載承諾書には、登録済みの基本情報、所在地情報、連絡先、サービス内容等に加え、地図及び登録画像を印刷できること。また、掲載項目やレイアウトは任意に編集又は変更できること。
・印刷は、地域資源情報１件につき１フォームの形式で出力できること。また、検索条件により対象となる地域資源情報を抽出したうえで、一括印刷できること。

（カ）地域資源情報のエクスポート・インポート機能　（資源の Excel 出力・入力）

・登録情報を Excel 又は CSV 形式でエクスポートできること。
・エクスポートは、検索条件により対象データを抽出したうえで実施できること。

別　紙

・エクスポートしたファイルを編集し、インポートすることで一括更新できること。

（キ）地域資源情報の集計機能　（エリアごとの資源分布を定数化する機能）
・クロス集計を一覧表として表示できること。（例：カテゴリ、地区及び任意条件を組合せ）
・表示された集計結果から、リスト表示画面へ連動できること。（例：ワンクリックで切替）

（ク）グループ連絡機能　（多機関連携を推進する機能）
・多機関連携強化を目的として、福祉関係者で情報交換できる専用の連絡機能があること。
・連絡機能は、アカウントを保有する利用者により任意のグループを作成できること。
・グループは複数作成でき、メンバー追加、変更は、本市管理者が実施できること。
・グループ内の情報は、当該グループの参加メンバー以外は閲覧できないこと。
・新規に情報を発信した際は、参加メンバーのメールアドレスに通知が自動送信できること。
・メンバーごとの未読・既読状況を確認できること。
・この連絡機能は、「掲示板機能」と「会合日程調整機能」の２つを有すること。
・掲示板機能においては、文書や画像などの添付ファイルを登録し、共有できること。
・会合調整機能においては、開催日時の候補提示、日程調整及び出欠確認ができること。
・会合調整機能は、簡易アンケートとしても利用できること。

（ケ）地域資源情報への支援記録の登録機能　（地域づくり事業）
・地域づくりの促進を目的として、地域活動・協議体の支援記録を登録する機能があること。
・支援記録は、投稿者、投稿日、活動日、内容及び任意の区分を登録できること。
・支援記録は、期間を指定して Excel 形式で一覧出力できること。

別　紙

8.　情報メンテナンス要件

(ア)介護サービス事業者等の基本情報について

・受託者は、本市が提供する地域資源情報一覧を基に、介護サービス事業所、高齢者支援サービス、障害福祉サービス等の基本情報について、各年度１回以上、内容確認及び更新を実施し、市民公開用サイトへ反映すること。

・更新の実施時期及び実施方法については、本市担当者と協議のうえ決定すること。

(イ)介護サービス事業者等の一斉調査について

・本市又は本市が指定する業態の事業者に対して、専用の調査票をFAXで送付し、各年度に１回基礎調査を実施すること。なお、調査票はFAXにて回収すること。

・対象となるリストは、本市から提供するものとする。

(ウ)通いの場・生活支援サービス・相談窓口等の基本情報について

・本市又は本市が指定する利用者から、地域資源情報の新規登録、変更又は廃止に関する情報提供があった場合は、受託者が受付を行い、その内容を速やかにシステムへ反映すること。

・通いの場・生活支援サービス情報については、本市又は本市が指定する利用者もしくは生活支援コーディネーター等から提供された情報を受け付け、内容確認及び必要な修正を行った上で、市民公開サイトへ反映すること。

別　紙

9.　システム運用サポート業務

（ア） システムの有効活用に向けた支援の実施

・稼働後に、システムが形骸化しないように、本市と定例会を実施し、稼働状況の報告や他市の事例を踏まえた啓発施策や業務改善につなげるため、本システムを運用する上でのシステムの有効活用と具体的な運用ステップを継続的に提案すること。

（イ） 稼働後の研修会の実施

・本システム稼働後も、年度に１回、地域資源情報の活用等や運用ルール、システム操作方法等についての研修会を１回以上実施すること。

（ウ） 地域資源情報の普及啓発支援

・市民や関係者が地域資源情報を有効活用できるように、地域資源情報のリストを作成し、PDF形式で年度に１回、納品すること。なお、表紙やレイアウト、文字サイズ、イラストなどを含め、本市と十分に打合せを行い、決定すること。

・市民公開用サイトの啓発、活用促進に向けた啓発チラシの原稿を作成し、加工可能なパワーポイント形式などの加工可能な形式で納品すること。

・本市が要請する各種広報媒体にプッシュ型で情報発信を行うために、指定する検索結果の一覧画面の二次元コードやURLを提供すること。

別　紙

10.　システム保守業務

（ア）システム保守業務

・利用に関する問い合わせやシステム上の不具合などの報告に対応可能なコールセンターを受託者の費用負担にて、用意すること。

・受け付けた問い合わせについては月次で、不具合については即時に本市へ報告すること。

・コールセンターは操作方法に関する不明な点などについて、お電話やお問い合わせフォームから平日の９時～１７時まで受付け、操作方法の案内を行うこと。

・サイトのメンテナンス作業を実施する際、事前通知のうえで、運用を止めずに実施すること。あるいは、夜間に実施するなど事前に協議し、協議結果に従って実施すること。

・システム障害等の発生時、速やかにシステム復旧対策を実施するとともに、本市への障害等の内容の説明報告を行うこと。

（イ）環境整備

① ハードウェアとソフトウェア

システム運用に必要なサーバ機等のハードウェア及びソフトウェアは、受託者が用意し、設置することとし、これに係る経費は受託者が負担する。

② 公開サーバと開発サーバ

受託者が用意するサーバは、システム改修時にも安定稼働できるよう、開発環境サーバと公開環境サーバを用意すること。

③ データセンター

日本国内に立地し、物理的なデータの保管場所が国内にあること。耐震設備や非常用電源などの整備されたデータセンターであること。災害発生時を含めて 24 時間 365 日（うるう年は 366 日）運用し、システムの運用及び監視が国内で実施されていること。サーバ障害及びセキュリティに関する問題が発生した場合、速やかに対応できるようサーバの監視を 24 時間 365 日行うこと。

④ セキュリティ対策

受託者は、最新のパターンファイルが適用できるようウィルス対策を実施すること。不正アクセス等の防御のため、ファイアウォール等の設置をすること。入力フォームや認証が必要とされるページでは、暗号化された通信（ＳＳＬ対応）が行われること。

⑤ 情報の保全措置

受託者は、データベースに格納された情報等の保全措置として、サーバ内、複数記憶媒体への同時記録や外部記録媒体への日次でのバックアップ等を取得し、少なくとも 5 世代分は任意に抽出し復元できるよう管理すること。機器・設備のメンテナンス等により、一時的にサービス停止を行う際は事前に本市と協議を行うこと。

（ウ）クライアント環境

別　紙

本サービス構築・運用にあたり、市民公開用サイト・関係者専用サイト・管理システムのクライアントの利用ブラウザ・ＯＳ・操作端末は以下のものを想定する。なお、バージョンは構築着手時の最新のものとする。稼働後、ブラウザ等の開発元からのサポートが終了した場合は、後継バージョンを利用することを想定するものとする。

① 利用想定ＯＳ
Windows11 以上、macOS、iOS、Android
② 利用想定ブラウザ
Microsoft Edge、Firefox、Safari、Google Chrome
③ 操作端末
ＰＣ、タブレット、スマートフォン

11. 完了報告
・受託者は、システム構築業務の完了後、速やかに完了報告書を本市に提出し検査を受けること。
・本市は、提出された完了報告書及び成果物について検査を実施し、受託者は当該検査に必要な協力を行うこと。

12. 守秘義務
受託者及び本業務に従事する者は、本業務の遂行により知り得た情報を第三者に漏らし、又は本業務の目的以外に使用してはならない。なお、本義務は契約期間の終了後又は契約解除後においても継続するものとする。

13. 知的財産権
・業務プログラムの著作権
本業務で採用された業務プログラムにおける一切の知的所有権に関して、著作権法第２１条から２８条に定める権利を含む全ての著作権は、受託者に留保する。
・成果物の著作権
本業務における成果物の内、納品された各ドキュメントにおける一切の知的所有権に関して、著作権法第２１条から２８条までに定める権利を含む全ての著作権は、パッケージ標準に付加されるマニュアル等の原本を除き、本市に帰属する。また、本サービス稼働時に移行または蓄積されたデータも本市に帰属する。

14. その他
・関係諸法令及び保安規定を遵守し常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行すること。
・サービス契約終了時にサーバ等に蓄積された本市に帰属するデータを削除しなくてはならない。
・受託者の責に帰すべき理由により、物件が滅失または損傷した際は、本市は損害の負担はしな

別　紙

い。
・本システムで利用する地図データ及び地図を含む印刷物については、利用する地図サービスの利用規約等に基づいた利用を前提とする。
・受託者は、本業務の全部または主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合に限り、業務の一部を受託者の責任において再委託できるものとする。
・本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、これを定めるものとする。

15. 成果品

成果品として、下記のデータを収めた光磁気ディスク一式を本市が指定した期日までに提出すること。

【構築業務】

・導入計画書（体制図）
・マスタースケジュール
・操作マニュアル（市民向け／管理者向け／関係者向け）
・本システム稼働開始時点に登録された登録情報一覧
・打合せ議事録

16. 担当

綾部市福祉部地域包括支援課
TEL：　0773-42-4262
FAX：　0773-42-0048
Mail：　chiikihokatsu@city.ayabe.lg.jp

公　告

評価項目	評価内容			配点
全体の評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5点	10点
		事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	5点	
	提案内容の実現性	実施方法等が具体的で、実現性があるか。		5点
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。		5点
提案項目①	業務内容	・システムデーターの移行の正確性、効率的な方法であるか。		5点
		・研修の実施計画は適切であるか。研修効果を高める手法か。		5点
		・適切なサポート体制の提案がなされているか。		5点
提案項目②	機能要件	・市民、関係機関にとって必要な情報を容易に検索することが可能なシステムとなっているか。		10点
		・システム運用後の地域資源情報の新規登録又は更新は効率的な方法が提案されているか		5点
		・関係機関が地域分析に活用しやすいシステムとなっているか。 また、重層的支援体制整備事業における地域づくりに向けた支援を推進する提案となっているか。		10点
提案項目③	独自提案等	・その他、仕様書の内容以外での独自の提案がなされているか。		5点
小計				65点
業務実施面	業務実施体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	5点	10点
		各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了にいたるまでに過程が明確に説明されているか。	5点	
	業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか。		5点
市内企業	綾部市内に、本店、支店又は営業所を有する者であること。	市内に本店がある	5点	5点
		市内に支店、営業所がある	3点	
		上記以外	1点	
価格点	満点（15点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）			15点
小計				35点
合計				100点

外部有識者の採点・意見

客観的評価項目（業務を所管する課が採点）
※「業務実施面」については外部有識者の採点等としてもよい。

【配点基準】

優れている	5点
標準	3点
劣っている	1点

様式１

令和　　年　　月　　日

綾部市長　　四　方　源太郎　　様

（提出者）住所
会社名
代表者名　　印

参加表明書

綾部市地域資源情報管理システムの構築及び運用業務委託に係る公募型プロポーザルについて、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

（連絡先）会社・部課名：
氏　　名：
電　話　番　号：
メールアドレス：

留意事項

提出書類等一覧及び留意事項

共　通

	提　出　書　類	提出部数	留　　意　　事　　項　　な　　ど
ア	参加表明書【様式１】	正本１	○必ず代表者印押印のこと
イ	企画提案書 様式任意	正本１ 副本１１	○企画提案仕様書及び別紙評価基準の項目に基づいた基本的な考え方や具体的な実施方法、実施体制等を記載すること ○企画、提案、支援内容についてはできるだけ具体的に記載すること ○各工程における本市と受託者の業務分担についても、できるだけ詳細に提案すること
ウ	価格提案書 様式任意	正本１ 副本１１	○明細書、積算内訳書を添付のこと ○正本には必ず日付記載、代表者印押印のこと
エ	綾部市税の滞納がないことを証明するもの	正本１	○法人税、消費税、本市市税について未納がないことを証明するもの（本市市税については、本市に課税義務がある場合のみ） ○発行日から３か月以内のもの。**コピー可**
オ	国税の納税証明	正本１	○発行日から３か月以内のもの。**コピー可**

カ、共同企業体で参加の場合、以下の書類を添付のこと。

	提　出　書　類	提出部数	記　載　事　項　、　留　意　事　項　な　ど
（ア）	共同企業体届出書 様式任意	正本１	
（イ）	共同企業体協定書 様式任意	正本１	
（ウ）	委任状 様式任意	正本１	
（エ）	使用印鑑届	正本１	○発行日から３か月以内のもの

留意事項

キ　提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

	提　出　書　類	提出部数	記　載　事　項　、　留　意　事　項　な　ど
（ア）	法人登記簿謄本	正本１	○発行日から３か月以内のもの。コピー可
（イ）	法人定款	正本１	

ク　提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

	提　出　書　類	提出部数	記　載　事　項　、　留　意　事　項　な　ど
（ア）	団体の規約	正本１	
（イ）	役員一覧	正本１	

公　告

綾部市公告第１０７号

綾部市功労者表彰条例（平成３０年綾部市条例第１号）に基づき、令和８年７月３１日に令和８年度綾部市功労者表彰を受けた者の氏名及び表彰事由は、次のとおりです。

令和８年８月３日

綾部市長　四　方　源太郎

氏　　名	表　　彰　　の　　事　　由
志賀　浩治	平成 10 年４月に綾部市立病院に内科医長として赴任されて以来 28 年間、循環器内科をはじめとする内科診療全般の充実・向上に尽力されました。 平成 21 年４月から 15 年間、副院長として当時の院長を支え、コロナ禍においては院内感染対策や医療提供の維持確保に尽力するとともに、行政や綾部医師会と連携しワクチン集団接種に取り組み、感染拡大防止に努められました。 さらに、令和６年４月から２年間は院長として、病床機能の適正化を主導し、住民が安心して医療を受けられる体制づくりや過疎地域における住民の健康保持・増進に努められた功績は誠に顕著であります。
山﨑　善也	平成 22 年２月、綾部市長就任以来４期 16 年の長きにわたり綾部市政の発展に尽力されました。 直面する課題の見える化を進め、都市計画区域区分の見直しや、水源の里事業を充実するなど、綾部市全体の付加価値の底上げと均衡な発展に努められました。 また、行財政健全化に取り組む一方で、都市機能集約、移住定住促進、企業誘致等を通じ、地域活力の向上に尽くされました。 さらには、京都府市長会会長、近畿市長会副会長等を歴任し、国や京都府、自治体間の連携・調整にリーダーシップを発揮され、地方行政全般の推進に貢献された功績は誠に顕著であります。

公　告

綾部市公告第１０８号

綾部市営住宅の入居者を次のとおり公募します。

令和８年８月３日

綾部市長　四　方　源太郎

１　募集内容（市営住宅入居者募集）
募集団地一覧に掲載した住宅に入居していただくものです。

２　募集団地一覧

（２ＬＤＫは世帯用）

団地名 （建設年）	所在地	構　造	間取り	募集戸数	家賃月額（円）
レ・フルール （平成３０年）	味方町	軽量鉄骨造	１ＬＤＫ １階	１戸	１５，６００～
			２ＬＤＫ ２階	１戸	２０，６００～
レジデンス井倉 （令和７年）	井倉町	軽量鉄骨造	１ＬＤＫ １階	１戸	１６，３００～

※今回の募集団地は、民間の借上型市営住宅です。以下の要件を含みます。
①入居期間は最長２０年間の残年数です。（例：レ・フルールは残り１２年）
②家賃の他に、共益費として毎月６，０００円が必要です。
③駐車場を希望される場合、別途契約が必要です。【１台につき毎月３，０００円（税別）※料金は変更となる場合があります。】
・公共料金（電気・ガス・水道等）は自己負担となります。
・ペット等の飼育はできません。
・家賃月額は、入居者の収入や住宅の規模、経過年数、立地条件などに応じて、毎年度算定します。

３　申込用紙配布期間
令和８年８月３日（月）から８月３１日（月）まで ※土･日・祝日を除く

４　申込受付期間
令和８年８月２０日（木）から８月３１日（月）まで ※土･日曜日を除く
午前９時～１２時、午後１時～５時まで（２０日（木）・２７日（木）は午後７時まで）

５　申込受付及び問い合わせ先
綾部市建設部都市建築課住宅・空家等対策担当　４２－３２８０（内線３３３）
４２－４２８４（直通電話）

6　申込資格

次の条件すべてに該当する方でなければ、申込資格はありません。

（１）現に住宅に困窮している方。

（２）市内に住所若しくは勤務先を有する方又は新たに市内に居住することが必要な方。

（３）申込人と入居しようとする方が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある方又は、婚約者を含む。）であること。

（４）申込人及び入居しようとする親族が暴力団員でないこと。

（５）申込人及び入居しようとする親族が市町村税を滞納していないこと。

（６）申込人及び入居しようとする親族の収入月額が、158,000円以下（裁量階層に該当する世帯は214,000円以下）であること。

※　申込人及び入居しようとする親族の年間所得金額から、１０ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる要件に応じた控除額を控除し、１２カ月で除したものが収入月額となります。詳しくは、６～７ページの「収入月額の算定方法」参照

※　裁量階層とは、９ページの「裁量階層について」に掲げる要件に該当する世帯のことです。

（その他）

・家族を不自然に分割した申込みは認めません。

・申込後において、申込書記載の同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く。）は認めません。

7　申込方法

次の書類を申込受付期間内に市役所都市建築課へ提出してください。なお、郵送での受付はできません。

①綾部市営住宅入居申込書（様式第４号）

市役所都市建築課で募集案内書と一緒に配布します。

②世帯全員の住民票（市役所市民・国保課で発行：３００円）

申込人の世帯全員の住民票（世帯主名と続柄が表示されたもの）

※　内縁の配偶者については、住民票の続柄が未届の夫又は未届の妻であることが必要です（「同居人」は不可）。

③令和８年度課税証明書等（市役所市民・国保課で発行：３００円）

申込人及び入居しようとする親族全員の令和８年度課税証明書等（次項参照）

公　告

（１）給与所得の方

現　在　の　職　場	収　入　の　計　算　期　間	証　明　書　の　種　類
令和７年１月１日以前から引き続き勤務している方	令和７年１月１日から 令和７年１２月３１日まで	・令和８年度課税証明書
令和７年１月２日以降に就職し、１年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった１年間	・令和８年度課税証明書 ・給与支払証明書（別紙） ※両方提出してください。
勤務してから１年未満の方	就職した月から申込み月の前月まで（２カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	

（２）事業収入の方

現　在　の　事　業	収　入　の　計　算　期　間	証　明　書　の　種　類
令和７年１月１日以前から引き続き営業している方	令和７年１月１日から 令和７年１２月３１日まで	・令和８年度課税証明書
令和７年１月２日以降に開業し、１年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった１年間	・令和８年度課税証明書 ・営業実績証明書（別紙） ※両方提出してください。
開業してから１年未満の方	開業した月から申込み月の前月まで（２カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	

（３）年金収入の方

現　在　の　年　金	収　入　の　計　算　期　間	証　明　書　の　種　類
令和７年１月１日以前から引き続き年金を受給している方	令和７年１月１日から 令和７年１２月３１日まで	・令和８年度課税証明書
令和７年１月２日以降に年金を受給されている方	直近の年金月額×１２カ月	・令和８年度課税証明書 ・年金振込通知書（はがき）又は年金証書の写し ※両方提出してください。

（４）収入のない方

次に掲げる証明書類のいずれかを提出してください。

・雇用保険受給資格者証または離職票

・退職証明書

④市税の完納証明書（市役所市民・国保課で発行：３００円）

申込人及び入居しようとする親族全員の完納証明書

⑤調査票

市役所都市建築課で募集案内書と一緒に配布します。

⑥その他の必要な書類

（１）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などを所持している方は提示してください。

（２）単身で申込む方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする場合は、事前に相談してください。

（３）扶養控除関係に変更のあった方
令和７年１月１日以降に控除関係の変更のあった方は、変更のあったことの分かる書類（国民健康保険以外の健康保険証など）を提示してください。

（４）立ち退き要求により申込みをされる方
家主の立ち退き要求書を提出してください。
※家主の記名押印、日付、立ち退き要求の理由、期日などを記入。

（５）婚約者と申込みをされる方は、別紙「婚約証明書」又は結婚式場等の予約証明書を提出してください。

（６）生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書を提出してください。

【提出書類の注意事項】

申込人の同一世帯以外の方が、住民票・課税証明書・完納証明書の発行を申請される場合は、申込人の委任状が必要となります。（親子であっても世帯が違う場合は申込人の委任状が必要。）また、住民票については、本人が申請する場合でも、本人確認の書類（運転免許証等）が必要となります。※委任状は市民・国保課にあります。（任意で作成も可）

提出していただいた書類はお返しできませんのでご了承ください。また、その他必要に応じて、別途に書類を提示又は提出していただく場合があります。

８　入居者の決定

書類審査後、入居者選考委員会の審査及び抽選（入居資格者が募集戸数を超えた場合）を行い、入居者を決定します。なお、必要があれば申込人の自宅に訪問する等の実情調査を行います。

９　抽選会（入居資格者が募集戸数を超えた場合）

令和８年１０月１３日（火）

10　入居予定日

令和８年１１月１日（日）

11　住宅困窮基準

【抜粋】綾部市営住宅設置及び管理条例第８条

（入居者の選考）

第８条　市長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、綾部市営住宅入居者選考委員会の意見を聞いて、入居者を選考する。

（１）　住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

（２）　他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

（３）　住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

（４）　正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。）

（５）　住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

（６）　前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

収　入　月　額　の　算　定　方　法

【収入月額の求め方】

$$\frac{\text{年間所得金額}-(38\text{万円}\times\text{同居・別居扶養親族等の数})-\text{該当控除額}}{12}$$

【年間所得金額の求め方】

① 給与所得者の場合

次表により「年間収入金額」から「年間所得金額」を算出します。

年　間　収　入　金　額	年　　間　　所　　得　　金　　額
651,000円未満	0円
651,000円以上～1,900,000円未満	年間収入金額－650,000円
1,900,000円以上～3,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.7－ 80,000円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.8－440,000円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間収入金額×0.9－1,100,000円

※端数整理後の年間収入金額

年間収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て4,000を乗ずる。

【例】年間収入金額2,859,999円の年間所得金額

2,859,999円÷4,000＝714.999…（小数点以下切捨て）

714×4,000＝2,856,000円←端数整理後の年間収入金額

2,856,000円×0.7－80,000円＝1,919,200円

なお、令和７年１月２日以降に勤務された方は「給与支払証明書」を勤務先の会社印押印の上、提出してください。また、退職された方は、元の勤務先が発行した退職証明書等、退職を証明できるものを提出してください。

〔就職後１年未満の方の年間総収入金額算出方法〕

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額}-\text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}}\times 12+\text{賞与}=\text{推定年間総収入金}$$

② 事業所得者の場合

年間収入金額から必要経費を控除した額です。

なお、令和７年１月２日以降に開業された方は別紙「営業実績明細書」を提出してください。

〔開業後１年未満の方の年間収入金額算出方法〕

$$\frac{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの総収入金額－必要経費}}{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$$

③ 年金所得者の場合

次表により「年間年金収入金額」から「年間年金所得金額」を算出します。

受給者の年齢	年間年金収入金額（A）	年間年金所得金額
65歳未満	600,000円以下	0円
	600,000円を超え1,300,000円未満	（A）－600,000円
	1,300,000円以上4,100,000円未満	（A）×0.75－275,000円
	4,100,000円以上7,700,000円未満	（A）×0.85－685,000円
	7,700,000円以上10,000,000円未満	（A）×0.95－1,455,000円
	10,000,000円以上	（A）－1,955,000円
65歳以上	1,100,000円以下	0円
	1,100,000円を超え3,300,000円未満	（A）－1,100,000円
	3,300,000円以上4,100,000円未満	（A）×0.75－275,000円
	4,100,000円以上7,700,000円未満	（A）×0.85－685,000円
	7,700,000円以上10,000,000円未満	（A）×0.95－1,455,000円
	10,000,000円以上	（A）－1,955,000円

※申込人の年間所得金額は、入居しようとする親族の所得も含みます。

【例】申込人の同居親族が妻と子1人の場合

申込人（世帯主）の年間所得金額＝1,600,000円

同居親族（妻）の年間所得金額＝800,000円

同居親族（子）の年間所得金額＝0円

申込人の年間所得金額（合算）：1,600,000円＋800,000円＝2,400,000円

公　告

基　準　早　見　表

年間収入金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間収入金額ベース）

種　別	入居収入基準額	同居親族及び別居の扶養親族数					
		０人	１人	２人	３人	４人	５人
一　般 申込者	158,000円 以　下	0円 ～ 2,823,999円	0円 ～ 3,367,999円	0円 ～ 3,871,999円	0円 ～ 4,347,999円	0円 ～ 4,823,999円	0円 ～ 5,295,999円
裁量階層 申込者	214,000円 以　下	0円 ～ 3,763,999円	0円 ～ 4,235,999円	0円 ～ 4,711,999円	0円 ～ 5,187,999円	0円 ～ 5,663,999円	0円 ～ 6,135,999円

年間所得金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間所得金額ベース）

種　別	入居収入基準額	同居親族及び別居の扶養親族数					
		０人	１人	２人	３人	４人	５人
一　般 申込者	158,000円 以　下	0円 ～ 1,896,000円	0円 ～ 2,276,000円	0円 ～ 2,656,000円	0円 ～ 3,036,000円	0円 ～ 3,416,000円	0円 ～ 3,796,000円
裁量階層 申込者	214,000円 以　下	0円 ～ 2,568,000円	0円 ～ 2,948,000円	0円 ～ 3,328,000円	0円 ～ 3,708,000円	0円 ～ 4,088,000円	0円 ～ 4,468,000円

申込人及び入居しようとする親族の年間収入金額及び年間所得金額が、上記早見表の金額以下であれば入居の申込みができます。

なお、上記早見表は、１０ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる親族控除のみ反映されています。（その他障害者等の控除は反映されていません。）

公　告

裁　量　階　層　に　つ　い　て

次のいずれかに該当する世帯は裁量階層となり、入居申込みが可能な月額所得の範囲が214,000円以下となります。（※一般世帯は158,000円以下）

世　帯　区　分	要　　件	必　要　書　類
障　害　者	イ　申込人又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ　申込人又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ　ロに規定する精神障害者の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高　齢　者	申込人が60歳以上の方であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合	世帯全員の住民票
戦　傷　病　者	申込人又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込人又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	特別手当証書の写し
引　揚　者	申込人又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して５年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	申込人又は同居親族が平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方	入所していたことを証明する療養所長の証明書
中学校を卒業するまでの子供がいる世帯	同居親族に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯	世帯全員の住民票
新　婚　世　帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満であり、かつ、婚姻後1年未満の世帯（夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。）	婚姻届受理証明書等

公　告

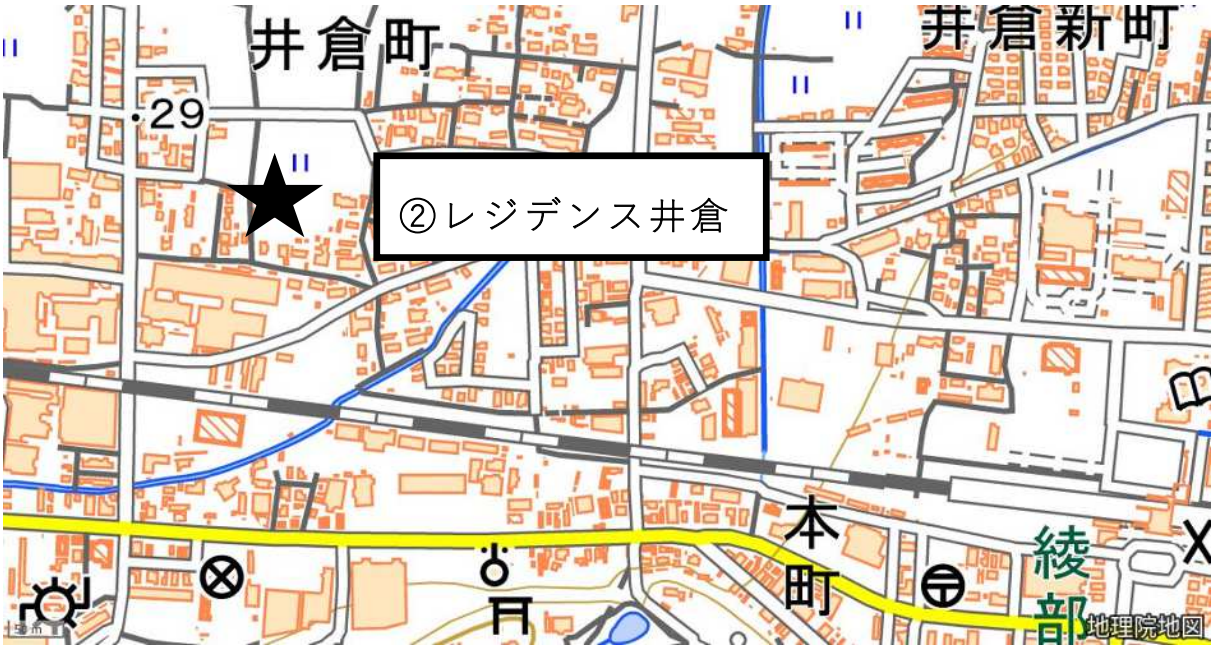
控　除　の　種　類　及　び　控　除　額　一　覧

種　　類	要　　件	控除額（年額）
親　族　控　除	・入居しようとする親族（申込人を除く） ・別居の扶養親族	1人につき38万円
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	・70歳以上の方	1人につき10万円
16歳以上23歳未満の扶養親族	・扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方	1人につき25万円
障　害　者	・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	1人につき27万円
特別障害者	・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第３項症までに該当する方 ・原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた方 ・心身喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で１級に該当する方	1人につき40万円
寡　　婦	年間総所得が５００万円以下のうち、次のいずれかに該当する方 ・　夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、扶養親族を有する方 ・　夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方 ※　事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと	27万円 ただし、所得金額が27万円未満の場合は、その金額
ひ と り 親	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている年間総所得が48万円以下の子を有する単身者の方で、年間総所得が５００万円以下の方 ※　事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと	35万円 ただし、所得金額が35万円未満の場合は、その金額
給与所得者控除 又は 公的年金等所得者控除	申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者 ※　給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある者で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額	１人につきその人の所得から 最高10万円 （※所得が10万円未満の場合は、その所得金額）

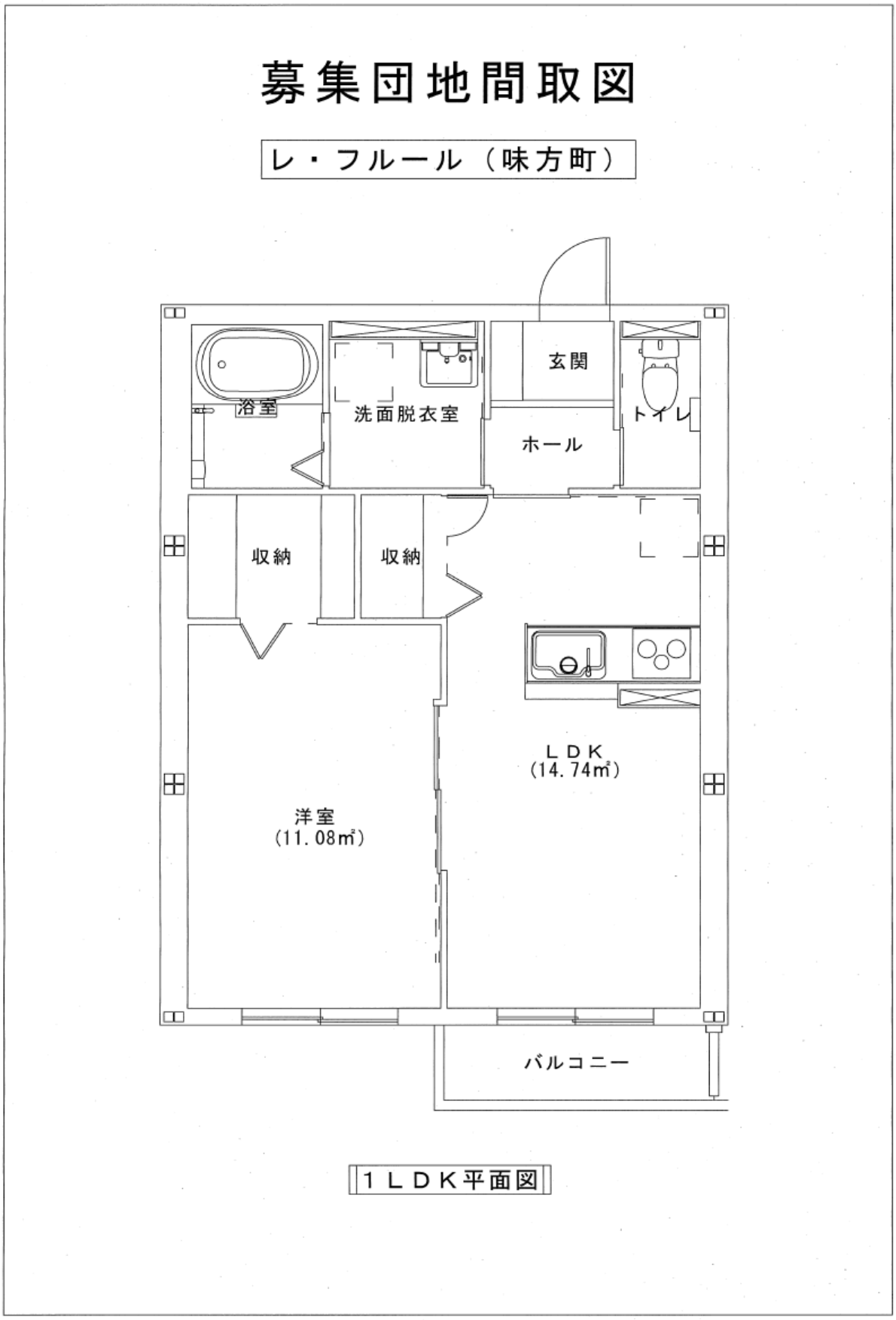
募集団地位置図

① レ・フルール（味方町）
② レジデンス井倉（井倉町）



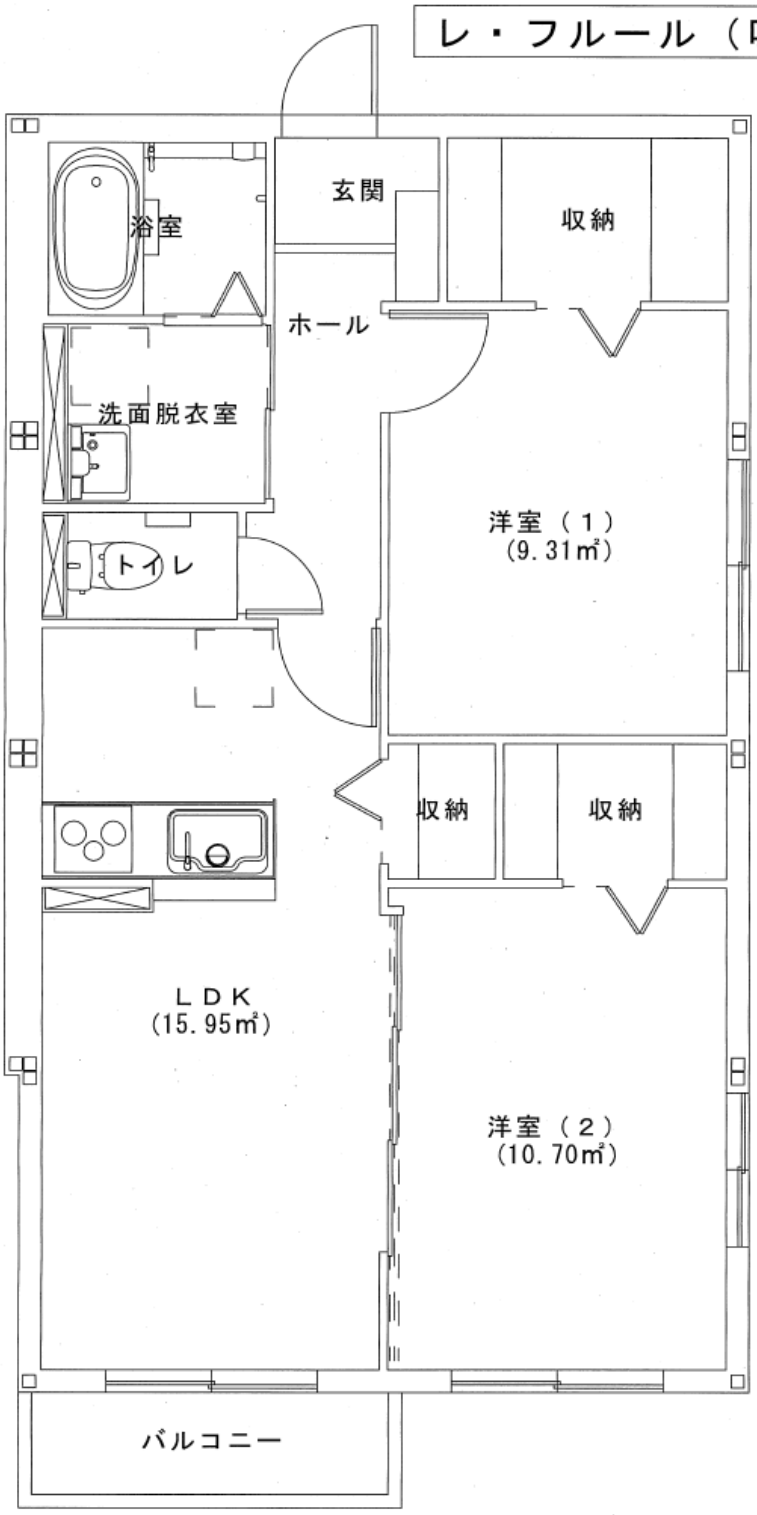


募集団地間取図


募集団地間取図
レ・フルール（味方町）
浴室
洗面脱衣室
玄関
トイレ
ホール
収納
収納
ＬＤＫ
(14.74㎡)
洋室
(11.08㎡)
バルコニー
１ＬＤＫ平面図

募集団地間取図

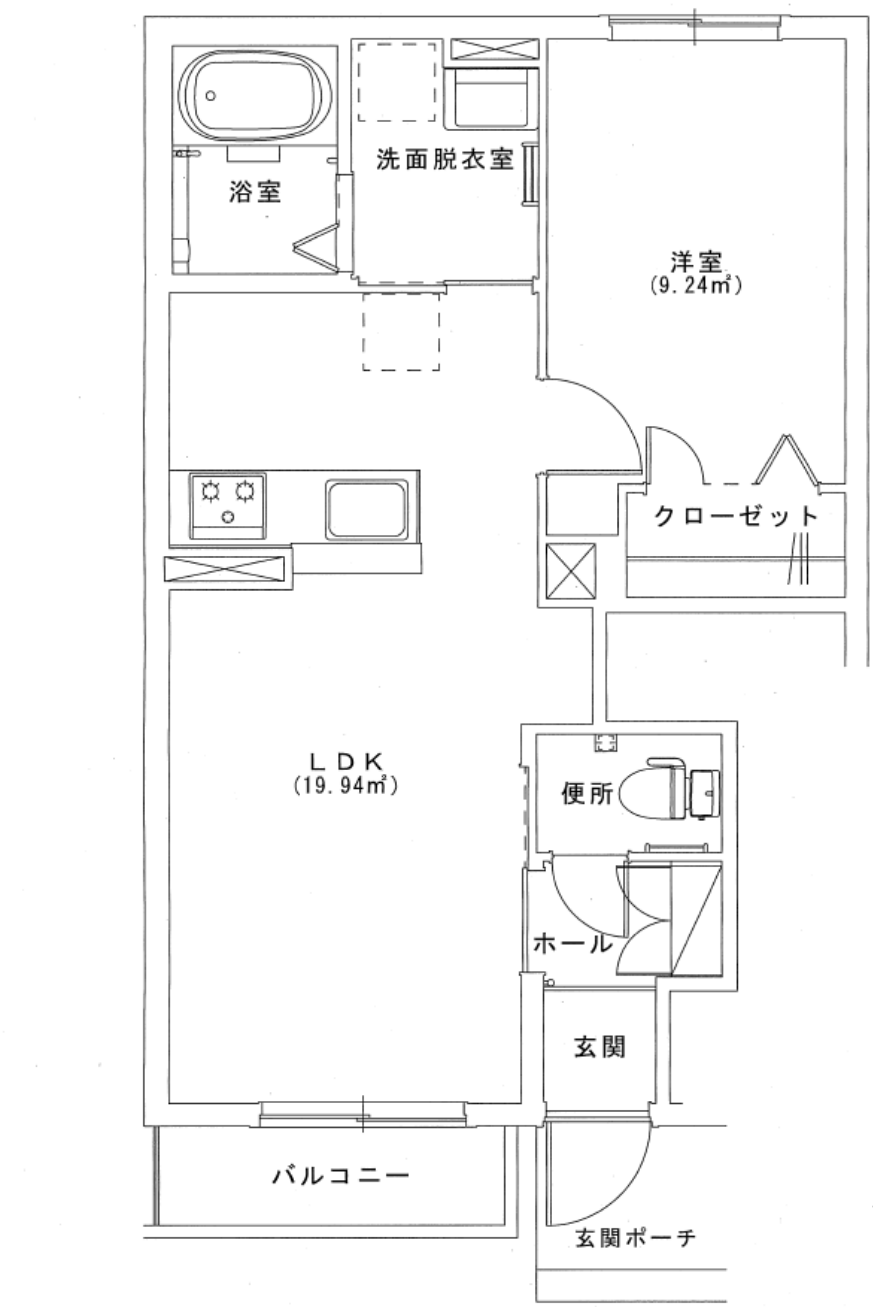
レ・フルール（味方町）



２ＬＤＫ平面図

募集団地間取図

レジデンス井倉



１ＬＤＫ平面図

公　告

綾部市公告第１０９号

次の書類は、地方税法第２０条の２の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和８年８月６日

綾部市長　四　方　源太郎

（以下掲示済）

公　告

綾部市公告第１１０号

次の書類は、地方税法第２０条の２の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和８年８月６日

綾部市長　四　方　源太郎

（以下掲示済）

公　告

綾部市公告第１１１号

公共下水道管渠築造（８－２）工事、公共下水道関連配水管布設替（８－２）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和８年８月１０日

綾部市長　四　方　源太郎

１　工事概要

（１）工事番号　　第５０８　５１号

（２）工 事 名　　公共下水道管渠築造（８－２）工事
公共下水道関連配水管布設替（８－２）工事

（３）工事場所　　綾部市味方町（別添位置図参照）

（４）工事内容　　本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠と水量水質安定的対策事業に伴う配水管布設替を開削工法により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。

（５）工事概要　　（管渠築造）
管渠工　ＶＵ２００　Ｌ＝１０２ｍ
管渠工　ＶＵ１５０　Ｌ＝２２１ｍ
マンホール設置工　Ｎ＝１２基
汚水桝及び取付管工　Ｎ＝３５箇所
（配水管布設替）
配水管布設工　ＤＣＩＰ（ＧＸ）φ１５０　Ｌ＝７５ｍ
配水管布設工　ＤＣＩＰ（ＧＸ）φ７５　Ｌ＝３ｍ
配水管布設工　ＰＥＰφ７５　Ｌ＝２８８ｍ
消火栓設置工　Ｎ＝３基
給水戸数　Ｎ＝２８戸
仮設配水管工　一式

（６）予定工期　　令和８年　９月１０日から
令和９年　３月３１日まで（２０３日間）

２　入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

（１）契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。

（２）令和８年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のＡ１等級

又はＡ等級で登録されており、令和８年４月１日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

（３）建設業法第１５条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。

（４）令和８年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が８００点以上であること。

（５）土木工事に係る綾部市発注工事で、令和７年１月１日から令和７年１２月３１日の間において、完了工事の成績評点が６５点に満たない評定を受けていないこと。

（６）請負金額１，０００万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。

（７）土木工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者等として工事現場に配置し得ること。

（８）配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者等は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に３箇月以上の雇用関係があることをいう。

３　提出書類

（１）公募型指名競争入札参加申請書

・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―１）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式―２）２部を監理課へ持参により提出すること。

（２）技術資料及び資格者証等の写し

・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。
紙入札希望業者は、（１）の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式―３）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。

・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、２（６）に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）

・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格」には、それぞれ配置予定者について５名以内で記載することとし、主任技術者又は監

理技術者等の法令による免許欄には、２（７）に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。

・２（８）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4　設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

①期間　　令和８年８月１０日（月）午前９時から

②方法　　京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
（https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/）
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とします。

（２）入札参加申請書の受付

①期間　　令和８年８月１８日（火）午前９時から午後６時まで
令和８年８月１９日（水）午前９時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で８月１８日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法　　電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5　入札参加者への通知

（１）入札通知書及び非指名通知書については、令和８年８月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6　設計図書等に関する質疑の受付及び回答

①期間　　令和８年８月２５日（火）から
令和８年８月２６日（水）正午まで

②方法　　綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

③対象　　指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答　　令和８年８月２８日（金）午後５時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

7　入札期間及び開札の日時

（１）入札期間

①期間　　令和８年９月２日（水）午前９時から午後６時まで
令和８年９月３日（木）午前９時から午後２時まで
ただし、紙入札者の提出は９月２日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時までと、９月３日の午前９時から正午までと午後１時から午後２時までとします。

②方法　　電子入札システムからの提出とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第１１条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第１９条第４項によること。

（２）開札の日時

令和８年９月４日（金）午前９時３０分

8　入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和５７年綾部市規則第２号）第７７条第１項第２号及び第３号により免除します。

9　落札者の決定方法

綾部市会計規則第７８条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10　入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第１２条によることとします。

11　郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12　最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について　令和７年４月１日改正」の「一般土木工事等（Ｎｏ．１）」の算出式を適用とします。

13　その他

（１）工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

（２）入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

（３）入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

（４）入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

（５）配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

（６）本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

（７）本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、契約については、２件に分けて契約するものとします。

14　問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当
郵便番号　６２３－８５０１
所 在 地　京都府綾部市若竹町８－１
　　綾部市役所本庁東３階
電話番号　０７７３－４２－４２７６（直通）
ＦＡＸ番号　０７７３－４２－４４０６（代表）
Ｅ－mail　kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－１

紙入札方式参加承諾願

１　工事番号　……

２　工 事 名　……

３　場　　所　……

４　電子入札システムでの参加ができない理由

……

……

……

……

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　㊞

綾　部　市　長　　様

様式－２

公募型指名競争入札参加申請書

令和　　年　　月　　日

綾　部　市　長　　様

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　㊞

電 話 番 号
Ｆ Ａ Ｘ 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類　　技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式－３

技　　術　　資　　料

住　所

名　称

1　同種工事又は類似工事の施工実績

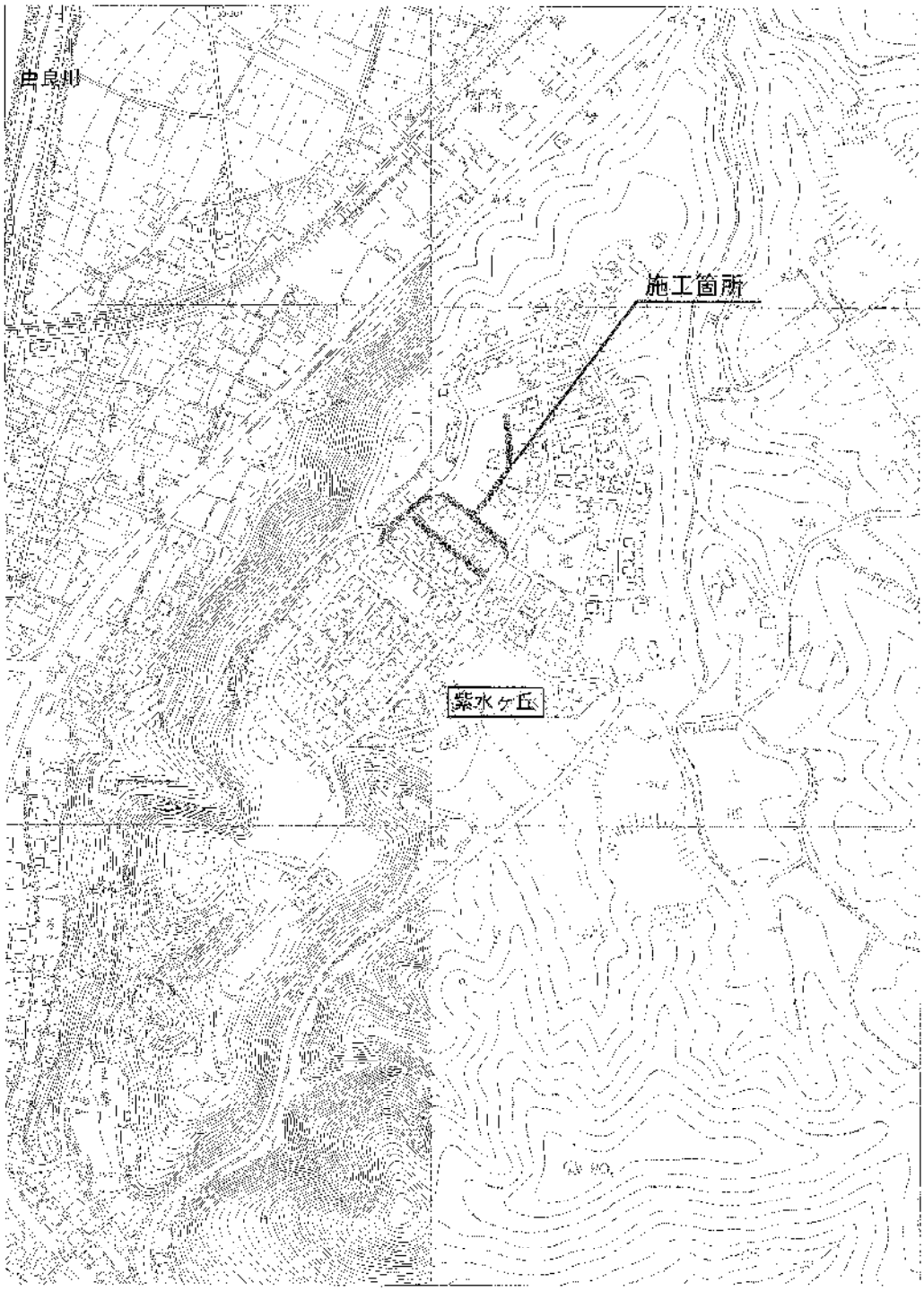
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工　　期	年　月～　　年　月	年　月～　　年　月
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率　　%）	単体／ＪＶ（出資比率　　%）
工事概要等			
技術的特記事項			

2　当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格

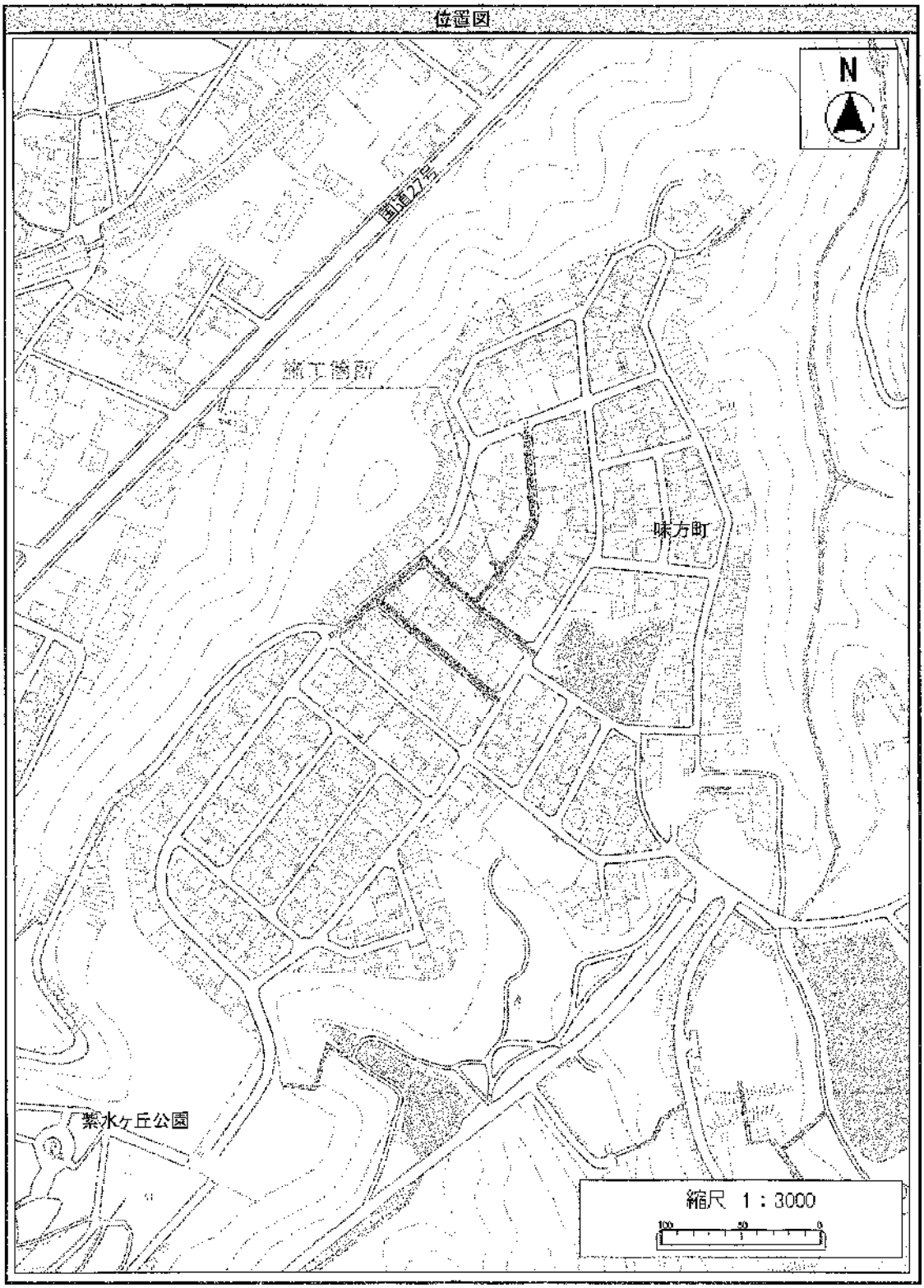
区　　分		現　場　代　理　人	主任技術者又は監理技術者等
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最　終　学　歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工　事　名		
	施工場所		
	工　　期	年　月～　　年　月	年　月～　　年　月
	従事役職		
	重複する場合の対応措置		

区　　分		現　場　代　理　人	主任技術者又は監理技術者等
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最　終　学　歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工　事　名		
	施工場所		
	工　　期	年　月～　　年　月	年　月～　　年　月
	従事役職		
	重複する場合の対応措置		

位　　置　　図



公共下水道管渠築造（８－２）工事


位置図
N
国道27号
施工箇所
味方町
紫水ヶ丘公園
縮尺　1：3000

公　告

綾部市公告第１１２号

黒谷和紙拠点施設連絡橋整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和８年８月１０日

綾部市長　四　方　源太郎

１　工事概要

（１）工事番号　　第５０８　５２号

（２）工 事 名　　黒谷和紙拠点施設連絡橋整備工事

（３）工事場所　　綾部市黒谷町（別添位置図参照）

（４）工事概要　　函渠工（現場打ボックスカルバート）Ｌ＝９．５０ｍ
Ｗ＝５．２０ｍ　Ｈ＝３．１０ｍ　一式
護岸工（ブロック積）　Ａ＝６４㎡
舗装工（道路改良）　Ａ＝１７２㎡
配管工（開削工事及び小口径推進工事等）　一式

（５）予定工期　　令和８年　９月１０日から
令和９年　３月２８日まで（２００日間）

２　入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

（１）契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

（２）令和８年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のＡ１等級又はＡ等級で登録されており、令和８年４月１日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

（３）土木工事に係る綾部市発注工事で、令和７年１月１日から令和７年１２月３１日の間において、完了工事の成績評点が６０点に満たない評定を受けていないこと。

（４）申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に３箇月以上の雇用関係があることをいう。

３　提出書類

（１）一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―１）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―２）２部を監理課へ持参により提出すること。

（２）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

４　設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

①期間　　令和８年８月１０日（月）午前９時から

②方法　　京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
（https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/）
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とします。

（２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間　　令和８年８月１８日（火）午前９時から午後６時まで
令和８年８月１９日（水）午前９時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で８月１８日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法　　電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

５　入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和８年８月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

６　設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間　　令和８年８月２５日（火）から
令和８年８月２６日（水）正午まで

②方法　　綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

③対象　　入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答　　令和８年８月２８日（金）午後５時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

7　入札期間及び開札の日時

（１）入札期間

①日時　　令和８年９月２日（水）午前９時から午後６時まで
令和８年９月３日（木）午前９時から午後２時まで
ただし、紙入札者の提出は９月２日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時までと、９月３日の午前９時から正午までと午後１時から午後２時までとします。

②方法　　電子入札システムからの提出とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第１１条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第１９条第４項によること。

（２）開札の日時

令和８年９月４日（金）午前９時５０分

8　入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和５７年綾部市規則第２号）第７７条第１項第２号及び第３号により免除します。

9　落札者の決定方法

綾部市会計規則第７８条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10　入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第１２条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11　郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12　最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について　令和７年４月１日改正」の「一般土木工事等（Ｎｏ．１）」の算出式を適用とします。

13　その他

（１）工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

（２）入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

（３）入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

（４）入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

（５）本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14　問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号　　６２３－８５０１

所 在 地　　京都府綾部市若竹町８－１

綾部市役所本庁東３階

電話番号　　０７７３－４２－４２７６（直通）

ＦＡＸ番号　　０７７３－４２－４４０６（代表）

Ｅ-ｍａｉｌ　　kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－１

紙入札方式参加承諾願

１　工事番号　……

２　工 事 名　……

３　場　　所　……

４　電子入札システムでの参加ができない理由

……

……

……

……

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　㊞

綾　部　市　長　　様

様式－２

一般競争入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

綾　部　市　長　　様

住　　所

氏　　名　　㊞

電 話 番 号
ＦＡＸ番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号
工　事　名
工 事 場 所

様式－３

配　置　予　定　者　名　簿

工 事 番 号：
工　事　名：
商号及び名称：

	現　場　代　理　人	主　任　技　術　者
1	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）
2	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）
3	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）
4	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）
5	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）

【記載上の注意事項】

１）配置予定者　共通

１　申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを５名以内で記載してください。

２　下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）

３　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

２）主任技術者

１　土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。

２　請負金額が４，５００万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が４，５００万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が１０㎞程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）

３　非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が４，５００万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記２と同様の取り扱いとします。）

４　請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

３）現場代理人

１　本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第１０条第３項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）

２　他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）

（１）３）の１に規定する期間。

（２）一件の入札で複数の契約をする場合。

（３）現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

・兼務する工事が２件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め３件までとする。）
・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。

（４）兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
・兼務する工事が、綾部市内であること。
・兼務する工事の当初請負金額の合計が４，５００万円未満であること。

（５）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。


A4
黒谷和紙拠点施設連絡橋整備工事　位置図
N
縮尺 1：1500
黒谷公会堂
施工箇所

公　告

綾部市公告第１１３号

東八田公民館防水改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和８年８月１０日

綾部市長　四　方　源太郎

１　工事概要

（１）工事番号　　第５０８　５３号
（２）工 事 名　　東八田公民館防水改修工事
（３）工事場所　　綾部市梅迫町（別添位置図参照）
（４）工事概要　　屋上防水改修　３５６㎡
　　外部建具廻りシーリング打替　２１７ｍ
（５）予定工期　　令和８年　９月１０日から
　　令和８年１１月　８日まで（６０日間）

２　入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

（１）契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
（２）令和８年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で防水工事のＡ等級、Ｂ等級、Ｃ等級のいずれかで登録されており、令和８年４月１日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
（３）防水工事に係る綾部市発注工事で、令和７年１月１日から令和７年１２月３１日の間において、完了工事の成績評点が６０点に満たない評定を受けていないこと。
（４）申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に３箇月以上の雇用関係があることをいう。

３　提出書類

（１）一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―１）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―２）２部を監理課へ持参により提出すること。

（２）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。

ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

４　設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

①期間　　令和８年８月１０日（月）午前９時から

②方法　　京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とします。

（２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間　　令和８年８月１８日（火）午前９時から午後６時まで
令和８年８月１９日（水）午前９時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で８月１８日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法　　電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

５　入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和８年８月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

６　設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間　　令和８年８月２５日（火）から
令和８年８月２６日（水）正午まで

②方法　　綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時(最終日は正午）までとします。

③対象　　入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答　　令和８年８月２８日（金）午後５時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

7　入札期間及び開札の日時

（１）入札期間

①日時　　令和８年９月２日（水）午前９時から午後６時まで
令和８年９月３日（木）午前９時から午後２時まで
ただし､紙入札者の提出は９月２日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時までと､９月３日の午前９時から正午までと午後１時から午後２時までとします。

②方法　　電子入札システムからの提出とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)
工事内訳書を必ず添付してください｡添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第１１条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第１９条第４項によること。

（２）開札の日時

令和８年９月４日（金）午前１０時１０分

8　入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和５７年綾部市規則第２号）第７７条第１項第２号及び第３号により免除します。

9　落札者の決定方法

綾部市会計規則第７８条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10　入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第１２条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11　郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12　最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について　令和７年４月１日改正」の「建築　建築工事（Ｎｏ．５)」の算出式を適用とします。

13　その他

（１）工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

（２）入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

（３）入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

（４）入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

（５）本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14　問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当
郵便番号　　６２３－８５０１
所 在 地　　京都府綾部市若竹町８－１
　　綾部市役所本庁東３階
電話番号　　０７７３－４２－４２７６（直通）
ＦＡＸ番号　　０７７３－４２－４４０６（代表）
E-mail　　kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－１

紙入札方式参加承諾願

１　工事番号　……

２　工 事 名　……

３　場　　所　……

４　電子入札システムでの参加ができない理由

……

……

……

……

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　㊞

綾　部　市　長　　様

様式－２

一般競争入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

綾　部　市　長　　様

住　　所

氏　　名　　㊞

電 話 番 号
ＦＡＸ番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号
工　事　名
工 事 場 所

様式－３

配　置　予　定　者　名　簿

工 事 番 号：
工　事　名：
商号及び名称：

	現　場　代　理　人	主　任　技　術　者
1	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）
2	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）
3	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）
4	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）
5	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）

【記載上の注意事項】

１）配置予定者　共通

１　申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを５名以内で記載してください。

２　下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）

３　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

２）主任技術者

１　防水工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。

２　請負金額が４，５００万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が４，５００万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が１０㎞程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）

３　非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が４，５００万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記２と同様の取り扱いとします。）

４　請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

３）現場代理人

１　本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第１０条第３項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）

２　他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）

（１）３）の１に規定する期間。

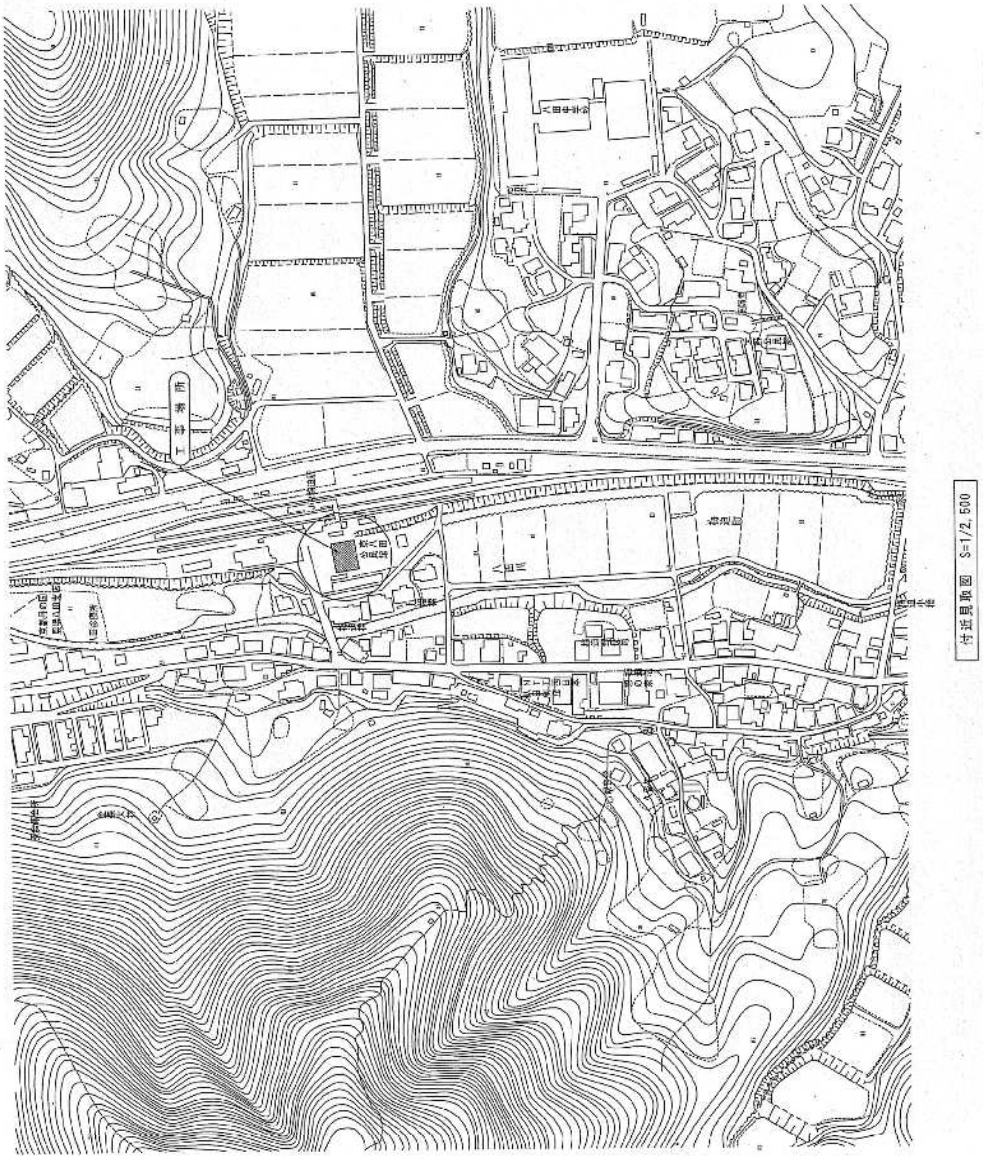
（２）一件の入札で複数の契約をする場合。

（３）現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

・兼務する工事が２件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め３件までとする。）
・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。

（４）兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
・兼務する工事が、綾部市内であること。
・兼務する工事の当初請負金額の合計が４，５００万円未満であること。

（５）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。


吉栄時下
付近見取図　S=1/2,500

公　告

綾部市公告第１１４号

綾部市内に放置されていた下記の自転車を綾部市において保管しています。
令和８年９月１１日までに引取りのない場合は綾部市において処分します。

令和８年８月１２日

綾部市長　四　方　源太郎

１	撤去の理由	綾部市自転車等の放置防止に関する条例第８条の規定による。
２	撤　去　日	令和８年８月１２日
３	撤去区域	西町二丁目
４	撤　去　し 保管した台数	１台（詳細は、一覧表のとおり）
５	保管の場所	綾部市クリーンセンター
６	保管期間	令和８年９月１１日まで
７	返還を受ける ための手続き	自転車等返還申請書に、利用者本人であることを証明する書類（鍵等）を添付し、担当課窓口へ（印鑑持参）提出してください。 撤去・保管料として自転車１台につき１，０００円が必要です。
８	引取りのない 場合の措置	売却、廃棄等の処分を行います。
９	連　絡　先	綾部市市民環境部　市民協働課　市民活動推進担当 電話：４２－４２４８（直通）

公　告

撤去した放置自転車の一覧

	車体の色	防犯登録番号	車体番号
1	黒	京都府警２２－００７８２０３	ＸＹ２２Ｂ０２５５５

公　告

綾部市公告第１１５号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第２０条の２の規定により公告する。

令和８年８月１３日

綾部市長　四　方　源太郎

（以下掲示済）

公　告

綾部市公告第１１６号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第４条の規定により、令和８年度に受益者負担金を賦課しようとする区域について、次のとおり公告する。

なお、賦課対象区域図は、綾部市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和８年８月１７日

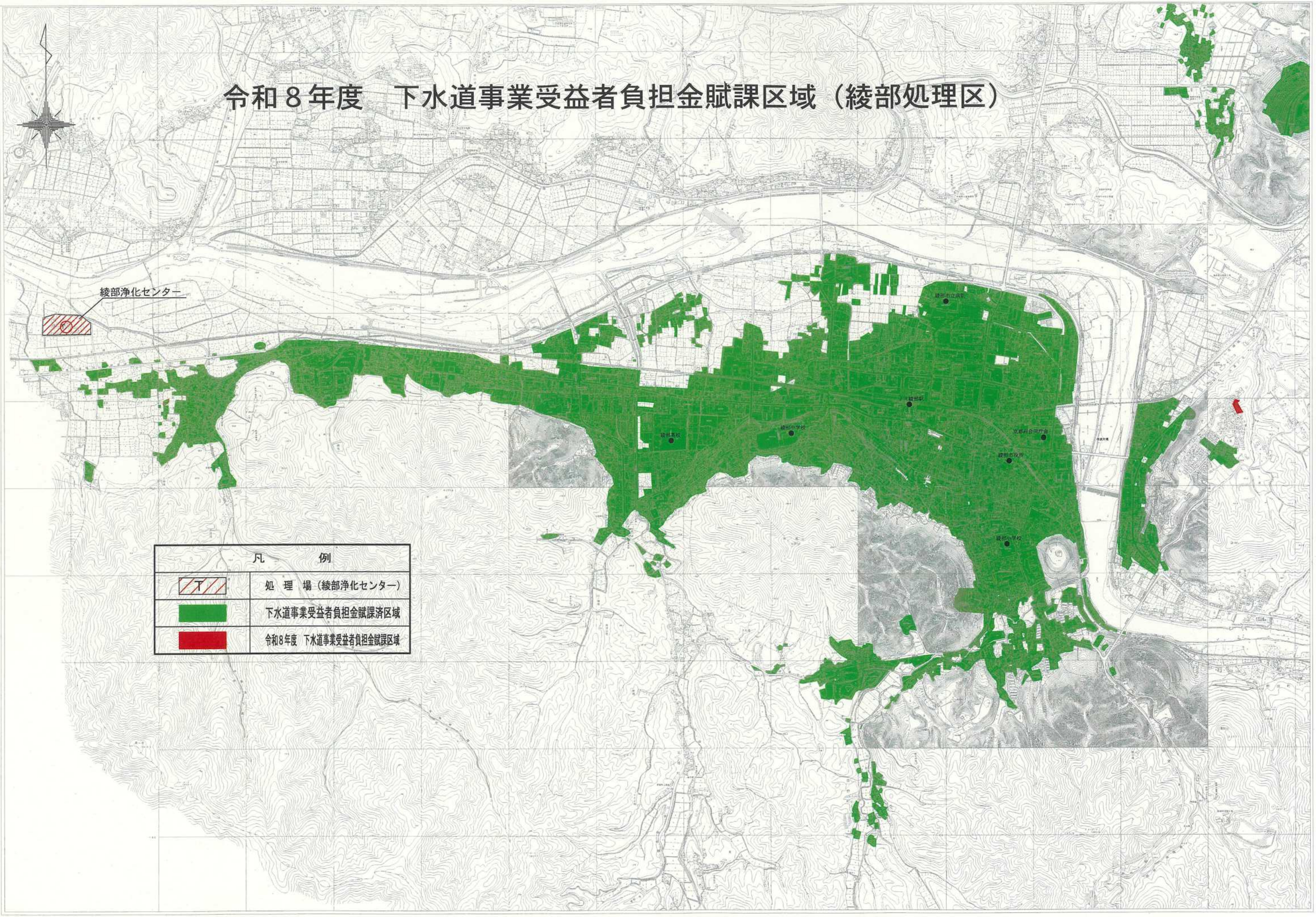
綾部市長　四　方　源太郎

１　賦課対象区域

味方町の一部

２　賦課対象区域図　　別図のとおり

令和８年度　下水道事業受益者負担金賦課区域（綾部処理区）



公　告

綾部市公告第１１７号

職員寮解体・本庁北駐車場整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和８年８月２４日

綾部市長　四　方　源太郎

１　工事概要

（１）工事番号　　第５０８　５５号
（２）工 事 名　　職員寮解体・本庁北駐車場整備工事
（３）工事場所　　綾部市若竹町（別添位置図参照）
（４）工事概要　　職員寮解体　木造２階建　６９．２㎡
　　自転車小屋解体　木造平屋建　５．０㎡
　　解体跡地整備　一式
　　北駐車場整備　一式
（５）予定工期　　令和８年　９月２５日から
　　令和８年１２月２３日まで（９０日間）

２　入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

（１）契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
（２）令和８年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のＢ等級で登録されており、令和８年４月１日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
（３）舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和７年１月１日から令和７年１２月３１日の間において、完了工事の成績評点が６０点に満たない評定を受けていないこと。
（４）申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に３箇月以上の雇用関係があることをいう。

３　提出書類

（１）一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―１）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―２）２部を監理課へ持参により提出すること。

（２）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。

ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

４　設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

①期間　　令和８年８月２４日（月）午前９時から

②方法　　京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
（https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/）
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とします。

（２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間　　令和８年８月２７日（木）午前９時から午後６時まで
令和８年８月２８日（金）午前９時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で８月２７日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法　　電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

５　入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和８年９月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

６　設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間　　令和８年９月３日（木）から
令和８年９月４日（金）正午まで

②方法　　綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時(最終日は正午）までとします。

③対象　　入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答　　令和８年９月８日（火）午後５時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答し

ます。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

7　入札期間及び開札の日時

（１）入札期間

①日時　　令和８年９月１４日（月）午前９時から午後６時まで
令和８年９月１５日（火）午前９時から午後２時まで
ただし､紙入札者の提出は９月１４日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時までと､９月１５日の午前９時から正午までと午後１時から午後２時までとします。

②方法　　電子入札システムからの提出とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)
工事内訳書を必ず添付してください｡添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第１１条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第１９条第４項によること。

（２）開札の日時

令和８年９月１６日（水）午前９時３０分

8　入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和５７年綾部市規則第２号）第７７条第１項第２号及び第３号により免除します。

9　落札者の決定方法

綾部市会計規則第７８条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10　入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第１２条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11　郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12　最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について　令和７年４月１日改正」の「建築　建築工事（Ｎｏ．５）」の算出式を適用とします。

13　その他

（１）工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

（２）入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

（３）入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

（４）入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

（５）本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14　問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号　　６２３－８５０１

所 在 地　　京都府綾部市若竹町８－１

綾部市役所本庁東３階

電話番号　　０７７３－４２－４２７６（直通）

ＦＡＸ番号　　０７７３－４２－４４０６（代表）

E-mail　　kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－１

紙入札方式参加承諾願

１　工事番号　……

２　工 事 名　……

３　場　　所　……

４　電子入札システムでの参加ができない理由

……

……

……

……

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　㊞

綾　部　市　長　　様

様式－２

一般競争入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

綾　部　市　長　　様

住　　所

氏　　名　　㊞

電 話 番 号
ＦＡＸ番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号
工　事　名
工 事 場 所

様式－３

配　置　予　定　者　名　簿

工 事 番 号：
工　事　名：
商号及び名称：

	現　場　代　理　人	主　任　技　術　者
1	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）
2	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）
3	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）
4	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）
5	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名） （請負金額） （役 職 名） （完了予定）

【記載上の注意事項】

１）配置予定者　共通

１　申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを５名以内で記載してください。

２　下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）

３　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

２）主任技術者

１　舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。

２　請負金額が４，５００万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が４，５００万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が１０㎞程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）

３　非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が４，５００万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記２と同様の取り扱いとします。）

４　請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

３）現場代理人

１　本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第１０条第３項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）

２　他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）

（１）３）の１に規定する期間。

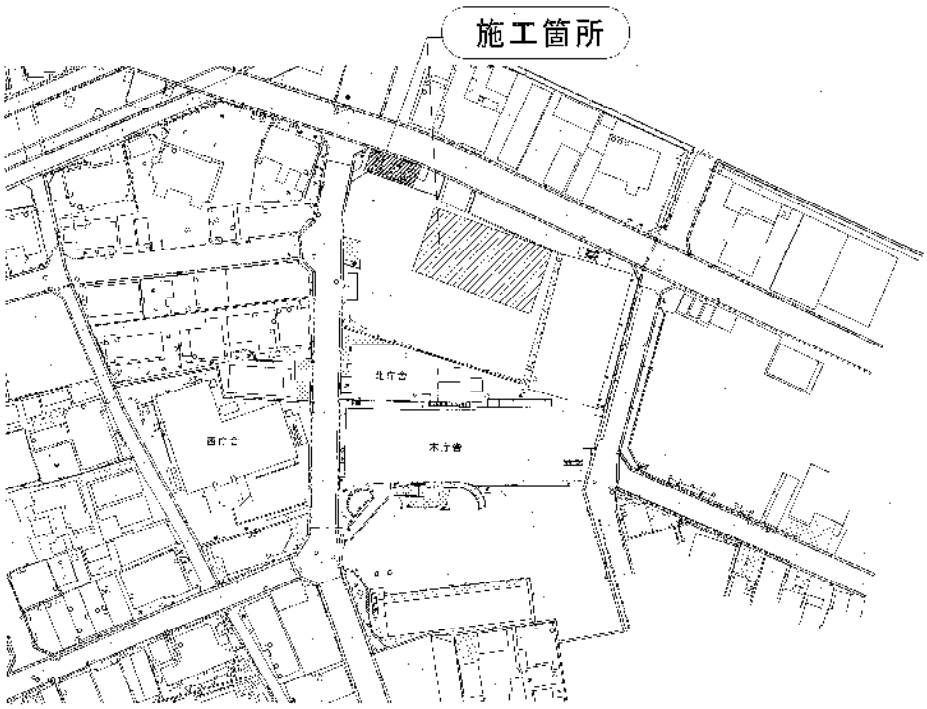
（２）一件の入札で複数の契約をする場合。

（３）現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

・兼務する工事が２件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め３件までとする。）
・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。

（４）兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
・兼務する工事が、綾部市内であること。
・兼務する工事の当初請負金額の合計が４，５００万円未満であること。

（５）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。


施工箇所

公　告

綾部市公告第１１８号

次の書類は、地方税法第２０条の２の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和８年８月２８日

綾部市長　四　方　源太郎

（以下掲示済）

公　告

綾部市公告第１１９号

次の書類は、地方税法第２０条の２の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和８年８月２８日

綾部市長　四　方　源太郎

（以下掲示済）

公　告

綾部市公告第１２０号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第７項の規定により公告する。

令和８年８月２８日

綾部市長　四　方　源太郎

公　告

綾部市公告１２１号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第１３条第１項第１号に基づく指定業者を次により公表します。

令和８年９月１日

綾部市長　四　方　源太郎

１　新たに指定する業者

事　業　所　名	代表者氏名	所　在　地	指　定　日
村上テクノ株式会社	村上　智英	福知山市土師宮町一丁目１３５番地	令和８年９月１日

指定申請内容

指定番号	事　業　所　名	代　表　者　氏　名	所　在　地	技術者数
２３２	村上テクノ株式会社	村上　智英	福知山市土師宮町一丁目１３５番地	１

教育委員会告示

綾部市教育委員会告示第１０号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１４条の規定により、令和８年度第５回綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和８年８月２０日

綾部市教育委員会

教育長　小　林　　治

１　日　　時　　令和８年８月２４日（月）午後１時から

２　場　　所　　綾部市役所　教育委員会事務局（教育長室）

３　付議事項

議第１６号　綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼業兼職の許可等に関する要綱の制定について

議題１７号　綾部市立学校通話録音装置の設置及び管理運用に関する要綱の制定について

議題１８号　令和８年度綾部市一般会計補正予算（第２号）について

綾部市教育委員会告示第１１号

綾部市立学校通話録音装置の設置及び管理運用に関する要綱を次のように定める。

令和８年８月２７日

綾部市教育委員会
教育長　小　林　　治

綾部市立学校通話録音装置の設置及び管理運用に関する要綱

綾部市立学校通話録音装置の設置及び管理運用に関する事務の取扱いについては、綾部市通話録音装置の設置及び管理運用に関する要綱（令和７年綾部市告示第５３号）の例による。

附　則

この告示は、令和８年８月２７日から施行する。

綾部市教育委員会教育長訓令甲第６号

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼業兼職の許可等に関する規程を次のように定める。

令和８年８月２５日

綾部市教育委員会
教育長　小　林　　治

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼業兼職の許可等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、部活動の地域展開に伴い、職員が地域クラブ活動において、報酬を得て指導等の業務に従事しようとする場合における、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３８条に規定する許可及び教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第１７条に規定する承認（以下「許可等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）職員　綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成２年綾部市教育委員会教育長訓令甲第１号。以下「服務規程」という。）第２条第２号に規定する職員をいう。

（２）地域クラブ活動　部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和７年１２月文部科学省）に基づく地域クラブ活動をいう。

（兼業兼職の申請）

第３条　地域クラブ活動において、報酬を得て指導等の業務に従事しようとする職員（以下「申請者」という。）は、服務規程第１０条第２項に規定する兼業兼職承認申請書（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付して、１年ごとに校長を経由して教育長に提出しなければならない。

（１）地域クラブ活動の運営団体・実施主体からの依頼状又は雇用契約書（案）の写し

（２）地域クラブ活動の運営団体・実施主体の規約など組織運営に関する書類

（３）地域クラブ活動の活動内容等が分かる書類

２　校長は、前項の規定による申請書及び添付書類の提出があった場合は、その内容を審査の上、次条第１項に規定する基準に該当すると認めるときは、当該申請書に意見を記入し、添付書類とあわせて、教育長に提出しなければならない。

（兼業兼職の許可等）

第４条　教育長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可等を行うものとする。

（１）兼業兼職の申請が申請者の意思に反して行われている場合

（２）兼業兼職により、申請者が勤務する学校での職務遂行に支障を来すおそれがある場合

（３）申請者の時間外労働時間（学校における勤務時間（所定の勤務時間と時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）と地域クラブ活動における労働時間を通算した時間から、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）に規定される法定労働時間（原則として１日について８時間、１週について４０時間）を差し引いた時間をいう。）が単月当たり１００時間以上となる場合又は複数月の平均が８０時間を超えることが見込まれる場合

（４）兼業兼職により、申請者の心身の健康の確保に支障を来すおそれがある場合

（５）申請者が従事しようとする地域クラブ活動における業務内容が、学校又は職員への信用失墜につながるおそれがある場合

（６）次に掲げる団体以外の業務に従事しようとする場合

ア　地域クラブ活動に関する認定制度に基づき設置する市町村等が認定した地域クラブ

イ　総合型地域スポーツクラブ

ウ　体育・スポーツ協会

エ　日本スポーツ少年団に登録しているスポーツ少年団

オ　その他アからエまでに準ずると市長が認める団体

（７）役員等の当該団体の経営上の責任者になる場合（綾部市の行政運営上、特に必要があると認められる場合を除く。）

（８）その他教育長が許可等を行うことが適当でないと認める事情がある場合

２　教育長は、前項の規定による許可等を行ったときは、校長を通じて、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第５条　申請者は、第３条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに校長に申し出なければならない。

２　校長は、前項の規定による申出があった場合は、速やかに教育長に報告するものとする。

（許可等の取消し）

第６条　教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可等を取り消すものとする。

（１）兼業兼職の申請に虚偽の内容が含まれていた場合

（２）第４条第１項に規定する基準に該当しないことが明らかになった場合

（３）許可等を受けた職員から許可等の取消しの申出があった場合

（４）その他教育長が特に必要と認める場合

（服務）

第７条　第４条の規定による許可等を受け、地域クラブ活動における業務に従事する職員（以下「兼業兼職職員」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）職員としての勤務時間中に地域クラブ活動における業務に従事しないこと（教育公務員特例法第１７条の規定による承認を受けた場合又は地方公務員法第３５条に基づく職務専念義務の免除の承認を受けた場合を除く。）。

（２）職員としての業務と地域クラブ活動における業務が重なった場合は、職員としての業務を優先すること。

（３）学校又は職員への信用失墜につながるおそれのある行為を行わないこと。

（勤務時間の報告）

第８条　兼業兼職職員は、地域クラブ活動における業務に従事した日の属する月の翌月１０日までに、地域クラブ活動従事時間報告書（別記様式）を校長に提出しなければならない。

２　校長は、兼業兼職職員が心身の健康の確保に支障を来すことがないよう、学校における勤務時間（教員の場合は在校等時間）と地域クラブ活動における労働時間の合計を把握し、適切に当該兼業兼職職員の健康管理を図らなければならない。

（兼業兼職職員と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との契約）

第９条　兼業兼職職員と地域クラブの運営団体・実施主体との間における雇用、委任等に関する契約は、当事者の責任において直接行うものとする。

（報酬等）

第１０条　兼業兼職職員は、地域クラブ活動における業務に従事した際の報酬等を、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体から受け取ることができる。ただし、社会通念上相当と認められる程度を超える報酬等を受け取ることはできない。

（兼業兼職の許可等が不要な場合）

第１１条　職員が休日等の勤務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で地域クラブ活動の業務に従事する場合は、許可等を要しないものとする。

（実態調査）

第１２条　教育長は、必要に応じ、兼業兼職職員の地域クラブ活動における業務の状況等について調査を行うことができる。

附　則

この訓令は、令和８年８月２７日から施行する。

別記様式（第８条関係）

年　　月　　日

綾部市立　　学校長　様

職名
氏名

地域クラブ活動従事時間報告書（　　年　　月分）

年　　月　　日付けで許可等を受けた兼業兼職について、綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼業兼職の許可等に関する規程第８条の規定により、下記のとおり報告します。

記

①　地域クラブ活動における労働時間
②　①と学校における勤務時間（所定の勤務時間と時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）の合計時間
③　②から、労働基準法に規定される法定労働時間（原則として１日８時間、１週４０時間）を差し引いた時間

活　　動　　月	①	②	③（活動月のみ）	③（複数月平均）
年　　月	時間	時間 （※１）	時間	８０時間以内であればチェック→□ （※２）

（※１）②のうち、「学校における勤務時間（所定の勤務時間と時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）」について、個々の教職員において記載できない場合は、学校の管理職から当該教職員に対して情報提供を行い、それに基づき記載すること。
（※２）活動月を含めた直近の２か月から６か月までの③の平均時間がいずれにおいても８０時間以内である必要がある。

（注）本報告書は、地域クラブ活動に従事した日の翌月１０日までに提出すること。

選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第７８号

令和８年８月３０日執行予定の綾部市議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のように定める。

令和８年８月３日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

１　被登録資格の決定の基準となる日
令和８年８月２２日
ただし、年齢については令和８年８月３０日

２　登録を行う日
令和８年８月２２日

３　縦覧に供する期間
令和８年８月２３日

選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第７９号

令和８年８月３０日執行予定の綾部市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和８年８月３日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

（以下掲示済）

選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第８０号

令和８年８月３０日執行予定の綾部市議会議員一般選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

令和８年８月３日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

１　日　　時　　令和８年８月２３日（日）　午後５時１０分

２　場　　所　　綾部市役所まちづくりセンター１階　第１会議室
綾部市若竹町８番地の１

選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第８１号

令和８年８月３０日執行予定の綾部市議会議員一般選挙において、選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び綾部市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所を次のように定める。

令和８年８月３日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

１　選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び綾部市選挙管理委員会が候補者等の提出する各種届出等の受付を行う場所
綾部市役所まちづくりセンター１階　第１会議室
（綾部市若竹町８番地の１　綾部市役所内）

２　綾部市選挙管理委員会が上記１以外の事務を取り扱う場所
綾部市選挙管理委員会事務局
（綾部市若竹町８番地の１　綾部市役所内）

綾部市選挙管理委員会告示第８２号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の５０分の１の数は、次のとおりである。

令和８年８月２２日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

５１５人

綾部市選挙管理委員会告示第８３号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の３分の１の数は、次のとおりである。

令和８年８月２２日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

８，５７７人

綾部市選挙管理委員会告示第８４号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の６分の１の数は、次のとおりである。

令和８年８月２２日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

４，２８９人

選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第８５号

公職選挙法第３３条第１項の規定により行う綾部市議会議員一般選挙の期日及び選挙すべき議員の数を次のように定める。

令和８年８月２３日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

１　選挙の期日　　令和８年８月３０日

２　選挙すべき議員の数　　１８人

選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第８６号

令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

令和８年８月２３日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

投　票　所　一　覧

投　票　区	投票所の施設の名称	所　在　地
第　１投票区	綾部市ハート交流センター	綾部市新宮町９１
第　２投票区	京都府中丹広域振興局綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁畠１０－２
第　３投票区	あやべ・日東精工アリーナ（市民センター）	綾部市西町三丁目南大坪３９－１０
第　４投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代２０－１
第　５投票区	綾部市林業センター　会議室	綾部市宮代町前田２０－５
第　６投票区	綾部市ふれあいセンター　研修室	綾部市大島町内山田３２
第　７投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉１７－７
第　８投票区	綾部市農業振興センター	綾部市多田町寺田２－２
第　９投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上８－４
第１０投票区	綾部市立東綾小・中学校　ひいらぎルーム	綾部市鷹栖町小丸山２５
第１１投票区	西原町公民館	綾部市西原町弓矢１３
第１２投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田１５－５
第１３投票区	綾部市立西八田小学校　会議室	綾部市岡安町家ノ下１０
第１４投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越１４－２
第１５投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸６
第１６投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻１－１６
第１７投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野１６
第１８投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下１７
第１９投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷２
第２０投票区	綾部市健康ファミリーセンター	綾部市武吉町中井根３５
第２１投票区	位田高城館	綾部市位田町市場２８
第２２投票区	綾部市立豊里小学校　会議室	綾部市栗町花貝２
第２３投票区	舘町公民館	綾部市舘町宮ノ前９０－２
第２４投票区	綾部市里山交流研修センター	綾部市鍛治屋町茅倉９
第２５投票区	私市東老人憩の家	綾部市私市町北京１８
第２６投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野４６－１
第２７投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口２５
第２８投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺１９
第２９投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿３０
第３０投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ケ坪２０
第３１投票区	綾部市志賀郷公民館	綾部市志賀郷町北町１７
第３２投票区	向田公会堂	綾部市向田町秡イ森４２－３
第３３投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田３０
第３４投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻１８
第３５投票区	第一区公民館	綾部市睦合町在中４８
第３６投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手１
第３７投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻１２
第３８投票区	草壁公民館	綾部市睦寄町堂ノ下
第３９投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田１５
第４０投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ７－１

選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第８７号

令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和８年８月２３日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

期日前投票所名	所　在　地	期日前投票所を設ける期間
綾部市役所まちづくりセンター１階第１会議室	京都府綾部市若竹町８番地の１	令和８年８月２４日（月）から 令和８年８月２９日（土）まで 午前８時３０分から午後８時まで
上林いきいきセンター	京都府綾部市八津合町上荒木５番地	令和８年８月２７日（木）から 令和８年８月２９日（土）まで 午前９時から午後７時まで
西部いきいきセンター	京都府綾部市物部町東野４６番地の１	令和８年８月２７日（木）から 令和８年８月２９日（土）まで 午前９時から午後７時まで

選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第８８号

令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和８年８月２３日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

（以下掲示済）

選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第８９号

令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和８年８月２３日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

（以下掲示済）

選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第９０号

令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所を次のように定める。

令和８年８月２３日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

１　日　時　　令和８年８月３０日（日）　午後９時３０分から

２　場　所　　綾部市市民センター（あやべ・日東精工アリーナ）
綾部市西町三丁目南大坪３９番地の１０

選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第９１号

令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和８年８月２３日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

（以下掲示済）

綾部市選挙管理委員会告示第９２号

令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙の開票事務は、公職選挙法第７９条の規定に基づき選挙会の事務に併せて行う。

令和８年８月２３日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第９３号

令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における候補者１人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和８年８月２３日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

綾部市議会議員一般選挙　　２，９１６，２００円

綾部市選挙管理委員会告示第９４号

令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における街頭演説用標旗等の配色を次のように定める。

令和８年８月２３日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

	綾部市議会議員一般選挙
街頭演説用標旗	白地に、黒色の文字
街頭演説用腕章	〃
自動車、船舶乗車員用腕章	〃
自動車、船舶の表示板	〃
拡声機表示板	〃

選挙管理委員会告示

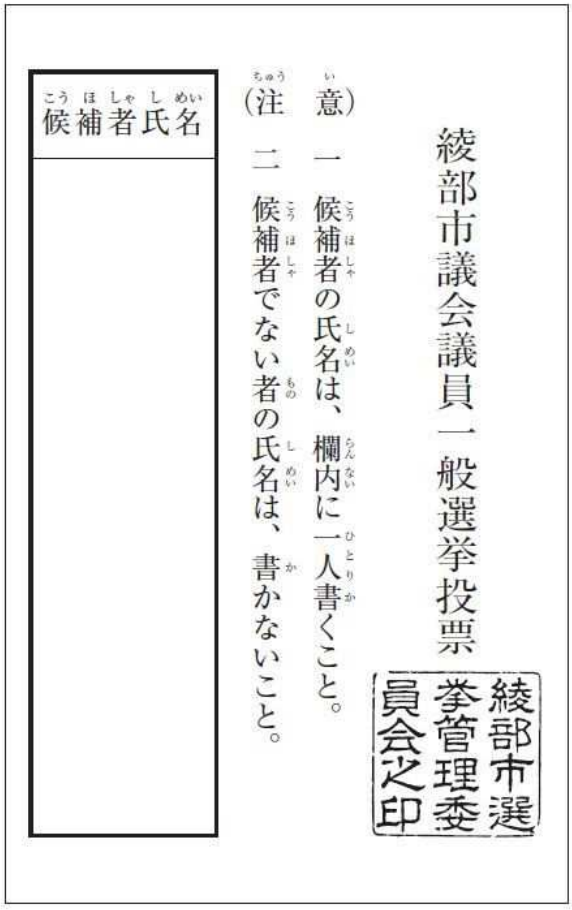
綾部市選挙管理委員会告示第９５号

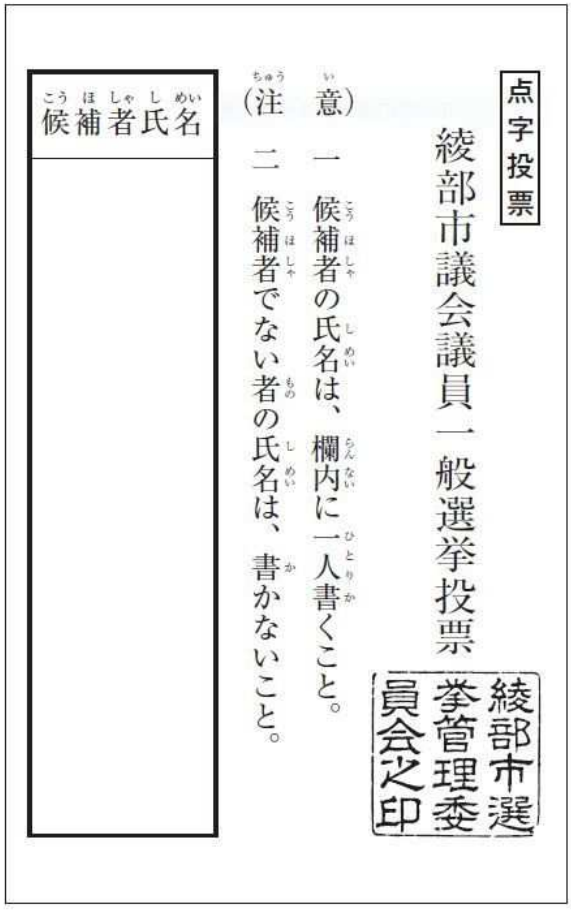
令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

令和８年８月２３日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

綾部市議会議員一般選挙投票用紙





備考　投票用紙は薄桃色とし、文字は黒色のインクで印刷し、印は黒色のインクで刷込式とする。

綾部市選挙管理委員会告示第９６号

令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙において使用する選挙長の印を次のように定める。

令和８年８月２３日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

綾部市議会議員一般選挙選挙長印

綾部市選挙管理委員会告示第９７号

公職選挙法第４０条第１項ただし書の規定により令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和８年８月２３日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

投　票　区　名	投票所を開いている時間
第１９区投票所（黒谷公民館）	午前７時から午後７時まで
第４０区投票所（綾部市水源の里・老富会館）	午前７時から午後７時まで

選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第９８号

令和８年８月２３日付け綾部市選挙管理委員会告示第９０号で告示した令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における選挙会を開始する時刻は、２２分繰り上げ午後９時８分とする。

令和８年８月３０日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

綾部市選挙管理委員会告示第９９号

令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙において当選した当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和８年８月３１日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

住　　所	氏　　名
京都府綾部市和木町橋戸	足　立　輝　希
京都府綾部市中ノ町三丁目	梅　原　哲　史
京都府綾部市広瀬町伊神	片　岡　英　晃
京都府綾部市七百石町大造岡	神　田　一　之
京都府綾部市位田町桧前	後　藤　　光
京都府綾部市上野町下池田	小　松　秀　紀
京都府綾部市上杉町門ノ坪	酒　井　裕　史
京都府綾部市高津町坂本	髙　橋　　輝
京都府綾部市寺町寺野	塚　﨑　泰　史
京都府綾部市有岡町志庭垣	中　島　祐　子
京都府綾部市桜が丘一丁目	藤　岡　康　治
京都府綾部市青野町鵜ノ目	藤　岡　　栄
京都府綾部市志賀郷町家際	本　田　文　夫
京都府綾部市岡町弓場	松　本　幸　子
京都府綾部市物部町広畑	栁　原　秀　一
京都府綾部市上原町横畑	横　山　浩　三
京都府綾部市岡町四ツ尾下	吉　﨑　篤　子
京都府綾部市小呂町菜畑	渡　辺　小百合

綾部市選挙管理委員会告示第１００号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の５０分の１の数は、次のとおりである。

令和８年９月１日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

５１５人

綾部市選挙管理委員会告示第１０１号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の３分の１の数は、次のとおりである。

令和８年９月１日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

８，５７０人

綾部市選挙管理委員会告示第１０２号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の６分の１の数は、次のとおりである。

令和８年９月１日

綾部市選挙管理委員会
委員長　中　田　誠　治

４，２８５人

市議会議員一般選挙選挙長告示

綾部市議会議員一般選挙選挙長告示第１号

令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙における候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が１０人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が３人以上のときのくじを行う日時及び場所を次のように定める。

令和８年８月２３日

綾部市議会議員一般選挙
選挙長　中　田　誠　治

１　日　　時　　令和８年８月２７日（木）　午後５時１０分

２　場　　所　　綾部市役所まちづくりセンター１階第２会議室
綾部市若竹町８番地の１

市議会議員一般選挙選挙長告示

綾部市議会議員一般選挙選挙長告示第２号

令和８年８月３０日執行の綾部市議会議員一般選挙において、候補者として次のとおり届出があった。

令和８年８月２３日

綾部市議会議員一般選挙
選挙長　中　田　誠　治

令和８年８月３０日執行　綾部市議会議員一般選挙立候補届出一覧

令和８年８月２３日　午後５時００分現在

（選挙すべき議員の数１８人）

綾部市選挙管理委員会事務局

届出受理番号	届出年月日	（ふりがな）候補者氏名 （ふりがな）認定した通称	届出の別	住所	年齢	所属党派	職業	新現（前）元の別	ウェブサイト等のアドレス
1	令和８年８月２３日	柳原（やなぎはら）　秀一（ひでかず） やなぎはら　秀一（ひでかず）	本人届出	京都府綾部市物部町広畑	満６９歳	無所属	市議会議員	現	
2	令和８年８月２３日	下田（しもだ）　良介（りょうすけ）	本人届出	京都府綾部市十倉中町張田	満７３歳	無所属	建築業	新	
3	令和８年８月２３日	本田（ほんだ）　文夫（ふみお） 本田（ほんだ）　ふみお	本人届出	京都府綾部市志賀郷町家際	満７３歳	無所属	市議会議員	現	
4	令和８年８月２３日	梅原（うめはら）　哲史（てつし） 梅原（うめはら）　てつし	本人届出	京都府綾部市中ノ町三丁目	満５８歳	無所属	市議会議員	現	https://www.facebook.com/tetsushi.umehara
5	令和８年８月２３日	渡辺（わたなべ）　小百合（さゆり） 渡辺（わたなべ）　さゆり	本人届出	京都府綾部市小呂町菜畑	満５７歳	公明党	市議会議員	現	
6	令和８年８月２３日	髙橋（たかはし）　輝（てる） 高橋（たかはし）　輝（てる）	本人届出	京都府綾部市高津町坂本	満５５歳	無所属	農業	現	
7	令和８年８月２３日	市村（いちむら）　博明（ひろあき） 市村（いちむら）　ひろあき	本人届出	京都府綾部市物部町城山	満５５歳	無所属	会社員	新	
8	令和８年８月２３日	藤岡（ふじおか）　康治（こうじ） 藤岡（ふじおか）　こうじ	本人届出	京都府綾部市桜が丘一丁目	満５３歳	無所属	会社役員	現	
9	令和８年８月２３日	後藤（ごとう）　光（ひかる）	本人届出	京都府綾部市位田町桧前	満５２歳	無所属	市議会議員	現	
10	令和８年８月２３日	小松（こまつ）　秀紀（ひでのり） 小松（こまつ）　ひでのり	本人届出	京都府綾部市上野町下池田	満３７歳	日本共産党	無職	新	

令和８年８月３０日執行　綾部市議会議員一般選挙立候補届出一覧

令和８年８月２３日　午後５時００分現在

（選挙すべき議員の数１８人）

綾部市選挙管理委員会事務局

届出受理番号	届出年月日	（ふりがな）候補者氏名 （ふりがな）認定した通称	届出の別	住所	年齢	所属党派	職業	新現（前）元の別	ウェブサイト等のアドレス
11	令和８年８月２３日	松本 幸子 まつもと さちこ	本人届出	京都府綾部市岡町弓場	満６８歳	無所属	市議会議員	現	
12	令和８年８月２３日	河北 ひさ子 かわぎた ひさこ	本人届出	京都府綾部市向田町中嶋	満７８歳	無所属	農業	現	
13	令和８年８月２３日	神田 一之 かんだ かずゆき	本人届出	京都府綾部市七百石町大造岡	満６４歳	無所属	農業	新	
14	令和８年８月２３日	藤岡 栄 ふじおか さかえ	本人届出	京都府綾部市青野町鵜ノ目	満６６歳	無所属	特定非営利活動法人里山ねっと・あやべ 理事	新	
15	令和８年８月２３日	吉﨑 篤子 よしざき あつこ	本人届出	京都府綾部市岡町四ツ尾下	満７７歳	日本共産党	市議会議員	現	
16	令和８年８月２３日	横山 浩三 よこやま こうぞう	本人届出	京都府綾部市上原町横畑	満３７歳	無所属	無職	新	
17	令和８年８月２３日	片岡 英晃 かたおか ひであき	本人届出	京都府綾部市広瀬町伊神	満４３歳	無所属	市議会議員	現	
18	令和８年８月２３日	石﨑 喜之 いしざき よしゆき	本人届出	京都府綾部市志賀郷町北町	満６３歳	無所属	無職	新	
19	令和８年８月２３日	足立 輝希 あだち てるき	本人届出	京都府綾部市和木町橋戸	満３０歳	無所属	会社員	新	https://www.instagram.com/adachi1995
20	令和８年８月２３日	中島 祐子 なかじま ゆうこ	本人届出	京都府綾部市有岡町志庭垣	満５０歳	無所属	市議会議員	現	https://mirainoayabe.info/

令和８年８月３０日執行　綾部市議会議員一般選挙立候補届出一覧

令和８年８月２３日　午後５時００分現在

（選挙すべき議員の数１８人）

綾部市選挙管理委員会事務局

届出受理番号	届出年月日	（ふりがな）候補者氏名 （ふりがな）認定した通称	届出の別	住所	年齢	所属党派	職業	新現（前）元の別	ウェブサイト等のアドレス
21	令和８年８月２３日	塚崎泰史（つかさきたいし） つかさき　たいし	本人届出	京都府綾部市寺町寺野	満５１歳	日本共産党	政党役員	現	
22	令和８年８月２３日	酒井裕史（さかいひろふみ） さかい　ひろふみ	本人届出	京都府綾部市上杉町門ノ坪	満５５歳	無所属	市議会議員	現	

備考　住所は、選挙区の大きさなど地域の実情を勘案して、住所の市区町村まで又は町字までを記載するものとする。